畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務手引

第４版（令和６年７月）

北海道農政部生産振興局畜産振興課

手　引　目　次

１　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の概要について

（１）　畜舎特例法の趣旨　Ｐ．１
（２）　関係法令等　Ｐ．１
（３）　対象となる畜舎等について　Ｐ．１
（４）　畜舎特例法に基づく畜舎建築が可能な区域　Ｐ．３
（５）　畜舎建築利用計画の認定基準について　Ｐ．３
（６）　凍結深度を考慮した基礎の推奨　Ｐ．６
（７）　法令違反により畜舎建築利用計画の認定が認められない場合　Ｐ．６

２　畜舎特例法施行条例の規定について

（１）　施行条例の概要について　Ｐ．７
（２）　施行条例の制定内容について　Ｐ．７

３　畜舎建築利用計画の提出について

（１）　畜舎建築利用計画の認定申請書について　Ｐ.11
（２）　１棟の畜舎等の考え方　Ｐ.14
（３）　敷地の考え方について　Ｐ.15

４　各種認定スキームと必要な提出書類について

（１）　新築、増築等又は変更に係る認定申請スキーム　Ｐ.17
（２）　仮使用認定に係る申請スキーム　Ｐ.39
（３）　工事完了届の提出について　Ｐ.40
（４）　取り下げ、取りやめ届の提出について　Ｐ.40
（５）　相続、譲渡認可に関する認定の流れ　Ｐ.40

５　認定審査手数料について

（１）　畜舎建築利用計画の認定申請　Ｐ.42
（２）　認定畜舎等における増築等の畜舎建築利用計画の認定変更申請　Ｐ.42
（３）　認定畜舎等の工事完了前における畜舎建築利用計画の認定変更申請　Ｐ.44
（４）　仮使用の認定の申請　Ｐ.45
（５）　認定畜舎等の所有者変更等に係る認可申請　Ｐ.45

６　参考資料

（１）　建築基準法と畜舎特例法の対比表　Ｐ.46
（２）　畜舎建築利用計画の記載例　Ｐ.47

1　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の概要について

（1）畜舎特例法の趣旨

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、畜舎等の建築コストの軽減により、畜産業の競争力強化を図るため、知事から畜舎等の建築を可能とする畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）の認定を受けた場合に限り、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築を可能とする畜舎特例法が令和４年４月１日に施行された。

（2）関係法令等

畜舎特例法の運用については、国の関連法令、技術的助言通知、地方公共団体が定める施行条例及び施行規則に基づいて行うこととし、各法令等に係る制定内容は次のとおり。

区分	種類	内容
法	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）（以下「畜舎特例法」という。）	目的、定義、畜舎利用計画の認定、認定計画実施者の監督等及び罰則について規定
政令	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令（令和３年政令第 299 号）（以下「政令」という。）	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日について規定
省令	農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省令第 69 号）（以下「農水省令」という。）	対象となる畜舎等及び畜舎建築利用計画の認定を与えない対象者の条件について規定
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）（以下「共管省令」という。）	畜舎等の利用基準や技術基準及び申請等における提出書類等ついて規定
告示	コンクリートの付着に対する許容応力度を定める件（令和４年農林水産省・国土交通省告示第１号）（以下「許容応力度告示」という。）	コンクリートの付着に対する許容応力度について規定
	畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和５年農林水産省・国土交通省告示第１号）（以下「利用基準告示」という。）	防火基準を緩和した畜産業用倉庫及び車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資について規定
通知	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）（令和４年１月 12 日通知）	畜舎特例法の技術基準や利用基準の詳細や解釈について規定
	Ｑ＆Ａ	法令の解釈や運用方法に関する手解き
条例	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和４年北海道条例第３号）（以下「施行条例」という。）	北海道の積雪寒冷な気候等を踏まえ、安全上又は防火上において必要な制限の付加について規定
細則	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和４年北海道規則第 20 号）（以下「施行細則」という。）	認定審査等に係る具体的な手続き等について規定

（3）対象となる畜舎等について（法第２条第1項、農水省令第１条、第２条）

畜舎特例法の対象となるのは、次の施設のうち、都市計画法に基づく市街化区域・用途地域外の敷地に建築され、省令に定める高さ以下（16m以下）の平屋で居住のための居室を有さず、建築士が設計したもの。

なお、畜舎の床下に、ミルキングパーラー等の自動搾乳機械のエンジン部分やパイプ類が設置されている場合にあっては、当該機械室等の床面積及び階数は畜舎等の部分に算入しない。

また、発酵槽等の床面積については、建築基準法施行令第２条第１項第５号に基づく築造面積となる。

区分	対象
畜舎	①　家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎、厩舎（競走馬を除く。肉用馬の場合又は競りや取引前の用途が決まっておらず、飼養管理に必要な馬房が設置されている場合に限る。）等）（以下、「飼養施設」という。） ②　①に付随※1する ａ 搾乳施設 ｂ 集乳施設 ｃ 貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 ｄ 畜産業用倉庫 ｅ 畜産業用車庫 ③　①または②に掲げる施設に附属する門又は塀（例：消毒ゲート等） ④　①または②に掲げる施設内の室であって、畜産経営に関する執務又は作業（軽微なもの※2に限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの ⑤　①または②a～cに掲げる施設内の室であって、飼料、農業用トラクターその他の畜産経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの
堆肥舎	⑥　家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（堆肥舎、排水処理施設の上屋等）（以下、「堆肥舎等」という。） ※馬の堆肥舎等は、肉用馬の場合又は競りや取引前の用途が決まっていない場合に限る。 ⑦　家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、高さが8メートルを超える発酵槽その他これに類する施設（以下、「発酵槽等」という。） ⑧　⑥に付随する ａ 畜産業用倉庫 ｂ 畜産業用車庫 ⑨　⑦に附属し、制御するための施設 ⑩　⑥、⑦または⑧に掲げる施設に附属する門又は塀 ⑪　⑥または⑧に掲げる施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（ 軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの ⑫　⑥に掲げる施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの

※１「付随する」の考え方について、飼養施設、堆肥舎等と

・同一敷地内

・隣接する敷地内

・近接する敷地内

のいずれかに建築等するものであって、飼養施設・堆肥舎等と一体的に利用することをいう。

※２「軽微なもの」の考え方について

・④、⑤、⑪、⑫が施設の主な部分である場合（過半を占める場合、畜産経営に必要な敷料、資材・機材等の保管をする室にあってはその床面積の合計が1,500㎡以上である場合、農業用トラクター等の保管をする室にあってはその床面積の合計が150 ㎡以上である場合のいずれかに該当する場合等）は、その施設は畜舎又は堆肥舎に該当しない（ただし、⑤、⑫の場合は、「畜産業用倉庫」又は「畜産業用車庫」に該当する）。

・当該室のみで構成される施設が畜舎又は堆肥舎と通路でつながっている場合は、当該室が畜舎又は堆肥舎の内部に設けられているとは取り扱わない。
・長時間人が作業する室は軽微なものとして扱わない（判断に迷う場合は要相談）。

（４）畜舎特例法に基づく畜舎建築が可能な区域（法第３条第３項第１項、共管省令第４条第１項）

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域以外（色付け部分以外）に建築が可能。

都市計画区域については、都市計画法に基づき設定されているため、申請者が事前に市街化区域及び用途地域への該当の有無について市町村に確認することを推奨するとともに、都市計画区域に該当する場合にあっては、必要に応じて所在する市町村から都市計画図を取得する必要があります。

（※都市計画図は各市町村のHPに掲載されている他、窓口で配布、購入が可能。）

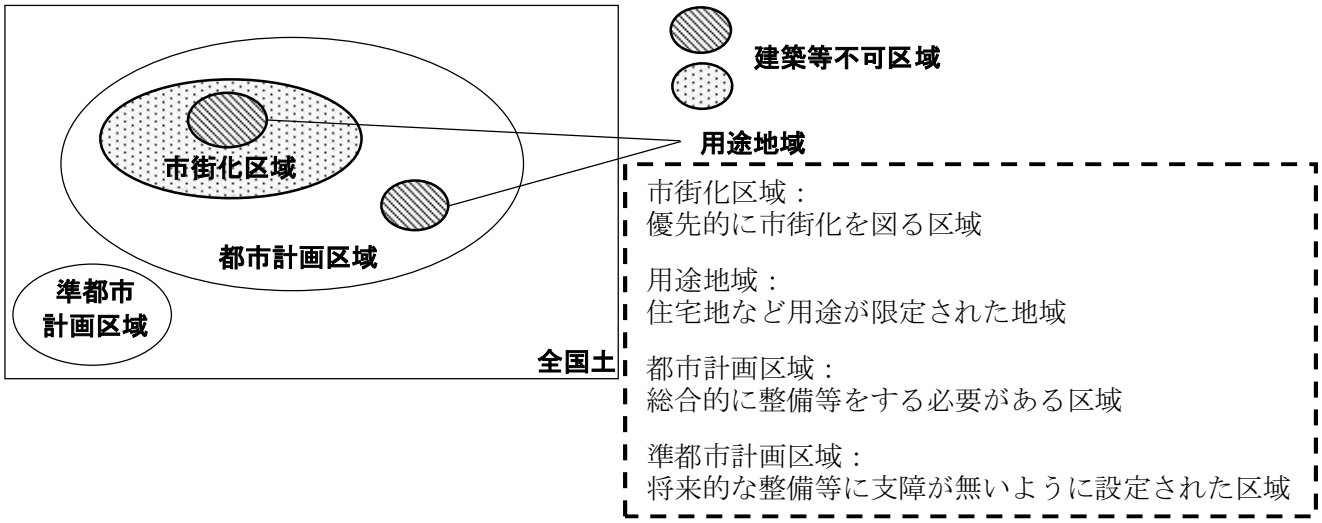

（５）畜舎建築利用計画の認定基準について（法第３条、共管省令第２章及び第３章、農水省令第３条）

申請者は畜舎等の建築等に当たって、自己資金又は補助事業の活用にかかわらず、建築基準法又は畜舎特例法のどちらかを選択することができる。

畜舎特例法に基づいて畜舎等を建築する場合は、Ａ構造又はＢ構造のどちらかを選択（発酵槽等を除く。）し、畜舎等の構造や設備を定めた技術基準（法第２条第３項及び共管省令第２章）や畜舎等の滞在時間や避難経路等に関する利用方法を定めた利用基準（法第２条第４項及び共管省令第３章）について記載した畜舎建築利用計画を作成し、知事の認定を受ける必要がある。Ａ構造及びＢ構造の主な基準は次のとおり。

ア　各構造と対象となる基準（共管省令第１条第１項）

構造	基準
Ａ構造	簡易利用基準＋建築基準法と同等の技術基準（耐震５強で損傷しない水準）
Ｂ構造	標準的な利用基準＋ 建築基準法より緩和された技術基準（耐震５強で倒壊しない水準）

※「損傷しない水準」は傷ひとつないレベルとなるため、震度６強・７でも倒壊しない水準の構造計算が必要となるもの

※ 特例法を適用した場合は、建築基準法が適用されないため、建築基準法による建築確認申請及び完了検査が不要となる。

イ　利用基準の内容（法第２条第４項、共管省令第63条）

a 各構造と該当する利用基準の内容

内容	A構造		B構造	発酵槽等
	右記以外	防火基準を緩和した倉庫、車庫		
●　１日当たりの最大滞在人数及び述べ滞在時間の上限 0m2～1,000m2　延べ８時間・人（最大滞在４人） 1,000m2～2,000m2　延べ16時間・人（最大滞在８人） 2,000m2～3,000m2　延べ24時間・人（最大滞在12人） 3,000m2～　延べ32時間・人（最大滞在16人）		要	要	
●　午後10時から午前４時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠をする者の人数が０であること。	要	要	要	
●　災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと	要	要	要	
●　二以上の避難口が特定されていること。	要	要	要	
●　定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保管すること。		要	要	
●　当該畜舎の見やすい場所に、特例畜舎（Ａ構造畜舎又はＢ構造畜舎であること）を表示すること。	要	要	要	要
●　畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。			要	

b 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の防火基準を緩和する場合の追加の利用基準の内容

周囲の建物との間に６ｍ以上の距離を確保し、一定の利用基準（下表）を遵守することで、建築基準法の防火基準よりも緩和された基準で倉庫（床面積3,000㎡以下）や車庫（床面積500㎡以下）を建築することが可能（間仕切壁により区画する場合、当該間仕切壁に開口部を設けること）。

内容
●　定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を利用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存すること。
●　畜産業用倉庫及び畜産業用車庫には、畜産経営に必要なもので、利用基準告示に掲げる物資以外のものを保管しないこと。
●　施設内において、火気を使用しないこと。
●　消火器を備えるとともに、定期的な点検等により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。
●　保管物品と自動車を同一の施設内で保管する場合は、保管物品及び自動車を間仕切壁又は戸で隔てて保管すること。
●　災害時の避難に支障を生じさせないよう、必要な採光を行うこと。
●　床面積が500㎡を超える畜産業用倉庫は、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口を特定すること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについてはこの限りでない。

c 防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等の場合の利用基準の内容

防火上及び避難上支障がない主要構造部（建築基準法施行令第108条の３各号のいずれにも該当する部分）の位置等を畜舎等の見やすい場所に表示すること。

※詳細については、建築基準法と畜舎特例法の対比表（P.46）を参照。

ウ　飼養面積と頭数の目安について

畜舎の建築等にあたっては、家畜防疫やアニマルウェルフェアの観点から１頭あたりに必要な飼養面積を考慮した設計とすることが望ましい。

【参考】畜種ごとの床面積と飼養頭数の目安

畜種	畜舎の種類		飼養の床面積(目安)	1,000m2畜舎の飼養頭数（目安）
乳用牛	育成舎	０～２月齢	ペン：4.0～6.0m2/頭	
			集団哺育：2.0～6.0 m2/頭	
		３～５月齢	3.65～6.50 m2/頭	
		６～８月齢	3.80～7.00 m2/頭	
		９～12月齢	3.95～8.00 m2/頭	
		13～15月齢	4.50～9.50 m2/頭	
		16～24月齢	5.50～9.50 m2/頭	
	成牛舎	つなぎ	８～16 m2/頭	
		フリーストール	10～19 m2/頭	60～70頭
肉用牛	成牛舎		12～16 m2/頭	60～70頭
豚	離乳育成豚舎		0.3～0.4 m2/頭	
	繁殖豚舎		3 m2/頭	300～350頭
	肥育豚舎	全面スノコ	0.7～0.9 m2/頭	1,200～1,300頭
	肥育豚舎	部分スノコ	0.8～1.0 m2/頭	1,050～1,150頭
		オガクズ豚舎	1.0～1.3 m2/頭	800～900頭
鶏	育成鶏（120日齢）	ヒナ段ゲージ	８～10羽/m2	
		直立ゲージ	30～60羽/m2	
	採卵鶏（120日以後）	平飼い	12～13羽/m2	
		ヒナ段ゲージ	９～13羽/m2	
		直立ゲージ	20～50羽/m2	
	ブロイラー（平飼い）	開放型鶏舎	11～12羽/m2	
		閉鎖型鶏舎	11～15羽/m2	
馬	厩舎		10～16m2	80～90頭

※出典：草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月農林水産省生産局）

※馬の厩舎については、道内における建築実績（北海道農政部調べ）

エ　畜舎特例法と建築基準法の選定基準について（法第３条、共管省令第２章及び第３章）

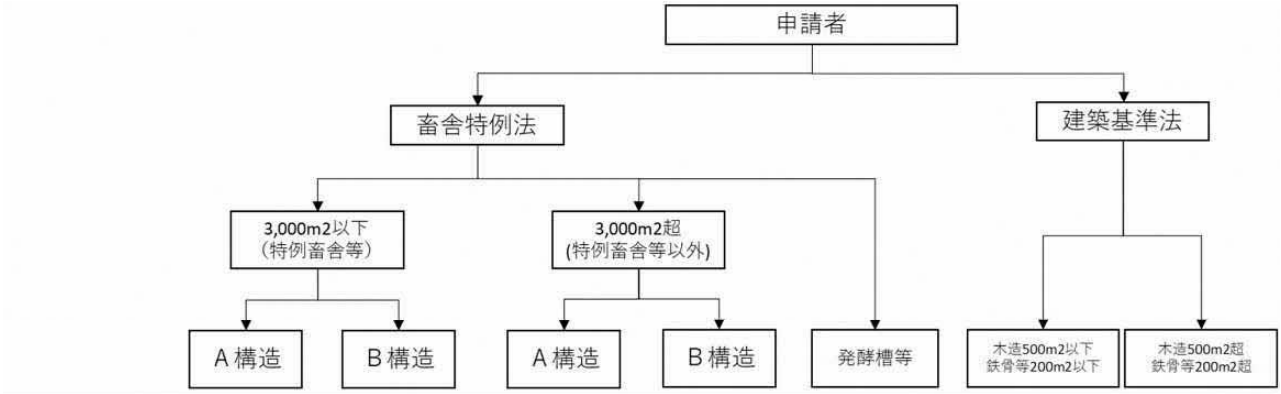

	畜舎特例法 3,000m2以下 A構造	畜舎特例法 3,000m2以下 B構造	畜舎特例法 3,000m2超 A構造	畜舎特例法 3,000m2超 B構造	畜舎特例法 発酵槽等	建築基準法 木造500m2以下 鉄骨等200m2以下	建築基準法 木造500m2超 鉄骨等200m2超
高さ制限	高さ16m以下、軒高制限なし				高さ16m以下	高さ13m以下、軒高9m以下	
凍結深度	緩和（凍結深度に係る規定なし）					現行のとおり	
安全係数	建築基準法と同じ	緩和 （安全係数の撤廃）	建築基準法と同じ	緩和 （安全係数の撤廃）	建築基準法と同じ	現行のとおり	
耐震性能	建築基準法と同じ	緩和 （震度５強で倒壊しない）	建築基準法と同じ	緩和 （震度５強で倒壊しない）	－	現行のとおり	
利用基準	○	○ （滞在時間制限あり）	○	○ （滞在時間制限あり）	○ （認定畜舎等の表示のみ）	別途、建築基準法に基づく審査が必要	
技術基準審査	×	×	○	○	○ （3,000㎡超のみ）		
完了検査	×（届出）	×（届出）	×（届出）	×（届出）	×（届出）	○	○
定期報告 (5年に１度)	○	○	○	○	○	×	×

（６）凍結深度を考慮した基礎の推奨

畜舎特例法では、省令第17条において、畜舎等の基礎は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条の第１項の規定に適合するものとしなければならないとされており、同条第３項で規定される「基礎の構造（凍結深度等）」（「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」（平成12年建設省告示第1347号））は適用外とされている。

一方、本道の積雪寒冷な気候等や冬期間における凍上等を踏まえ、畜舎等の長期的及び効率的な利用の観点から、凍結深度を考慮した建築とすることが望ましい。

（７）法令違反により畜舎建築利用計画の認定が認められない場合
（法第３条第４項第２号及び第３号、法第10条第４項、農水省令第４条）

畜舎特例法では、申請者が家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、農水省令第４条に規定される法律又はこれら法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる場合にあっては、畜舎建築利用計画の認定及び変更認定並びに譲渡、分割及び合併に係る認可をしないこととされている。

〇農林水産省令で規定される法律

（１）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（３）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
（４）悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
（５）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）
（６）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
（７）家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

２　畜舎特例法施行条例の規定について

（１）施行条例の概要について

畜舎特例法では、共管省令第35条及び第48条第３項において、地域の気候又は風土の特殊性により、安全上、防火上、衛生上支障をきたす場合に限り、必要な制限を付加することができるとされている。

このため、本道の積雪寒冷な気候等を踏まえ、畜舎等（発酵槽等を除く。以下、「２　畜舎特例法施行条例の規定について」において同じ。）に係る構造等について、現行の北海道建築基準法施行条例と同等の制限として次の７項目について制限を付加している。

（２）施行条例の制定内容について

ア　崖付近の畜舎等（施行条例第３条）

高さ２メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。）に接し又は近接する敷地に畜舎等を建築する場合については、当該建築物の外壁面とがけとの間に、がけ上にあってはがけの下端から、がけ下にあってはがけの上端からがけの高さの２倍以上の水平距離を保たなければならない。

《崖付近に畜舎等を建築する場合の水平距離の考え方》

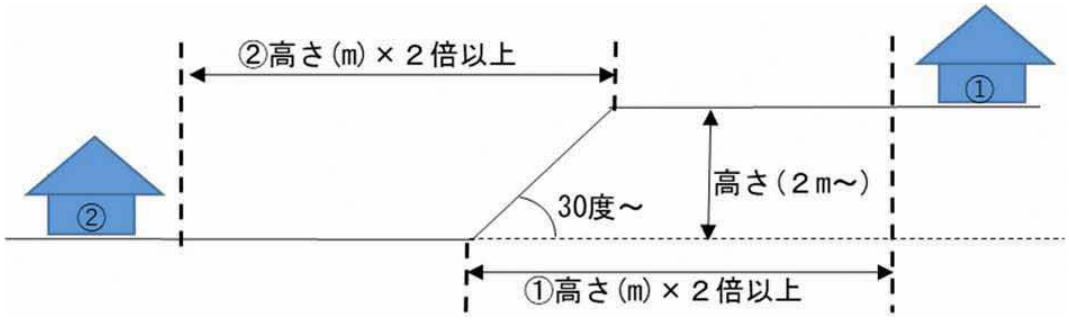

《中山間地帯等の丘陵地に畜舎等を建築する場合の水平距離の考え方》

中山間地域等にあっては、丘等の最下部から最上部までを直線で結んだ地平面が水平面に対して30度を超える角度をなす場合は、当該建築物の外壁面と丘等の間に、丘の上にあっては丘の下端から、丘の下にあっては丘の上端から丘の高さの２倍以上の水平距離を保たなければならない。

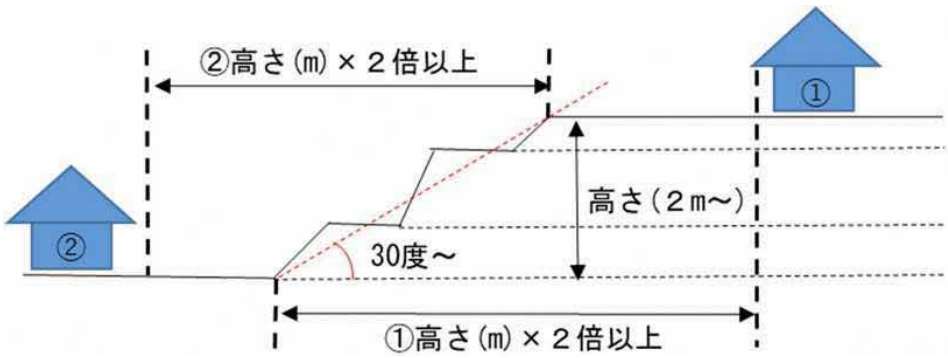

なお、次に掲げる場合はその限りではない。

（ア）形状又は土質により建築物の安全上支障がないと認められる場合

（イ）がけ崩れ等が生じない構造の擁壁を設ける場合又はこれに代わる措置を講ずる場合

（ウ）主要構造部の全部若しくは一部を鉄筋コンクリート造等により安全上支障がないと認められる場合又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設ける場合。

イ　避難口の構造（施行条例第４条関係）

多雪区域内（積雪深度が100㎝を超える地域）（建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第９号）別表第１（第17条関係）参照）において、畜舎等に設ける屋外への避難口については、積雪や落雪、吹きだまりや凍結によって支障を来すことのない構造としなければならない。

【参考例（庇の設置等）】

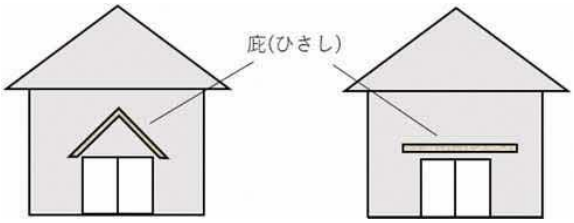

ウ　排水設備の凍結防止（施行条例第５条関係）

畜舎等に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）については、必要に応じて、凍結しないための措置を講じられたものでなければならない。

（例：地中に配管を設置、防寒材等を巻き付ける、流水し続ける構造とする等）

エ　構造設備（施行条例第６条関係）

50㎡超の畜産業用車庫（燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫を除く。）の構造設備は、換気や汚水排除等の設備を設けること。

（ア）床及びピットは、耐水材料で造り、汚水排除の設備を設けること。
（カタピラを有する車両のみの用に供する畜産業用車庫については除く。）

（イ）直接外気に接する適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。

（ウ）建築基準法22条指定区域においては、外壁の窓又は出入口のうちで延焼のおそれのある部分には、防火設備を設けること。

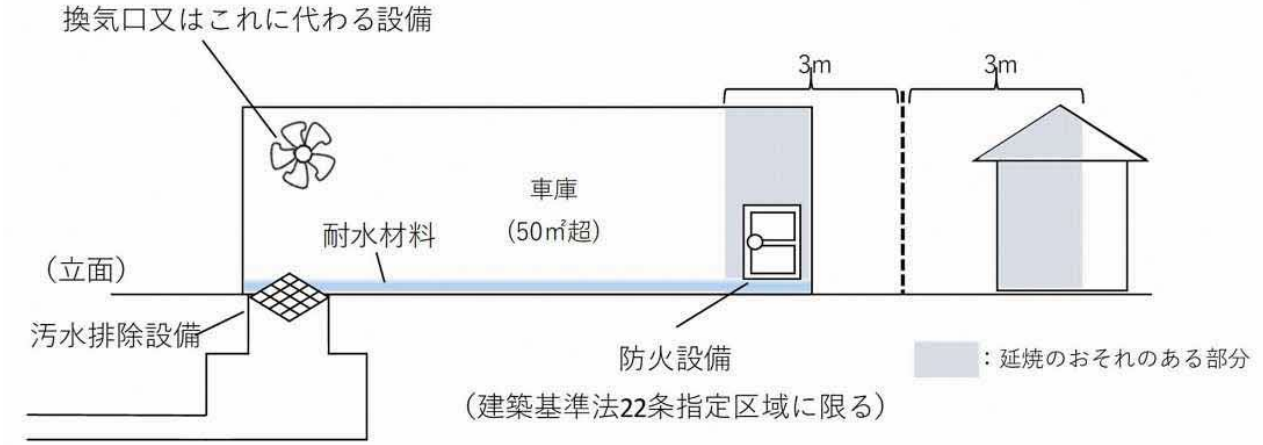

※ 建築基準法22条指定区域・・・防火地域および準防火地域以外で、火災による建築物の延焼を防ぐために特定行政庁が指定する区域

オ　他の用途部分との区画（施行条例第７条関係）

畜舎等の一部に50㎡超の畜産業用車庫（燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫を除く。）を設ける場合は、その床及び天井には、その他の部分に通ずる開口を設けてはならない。

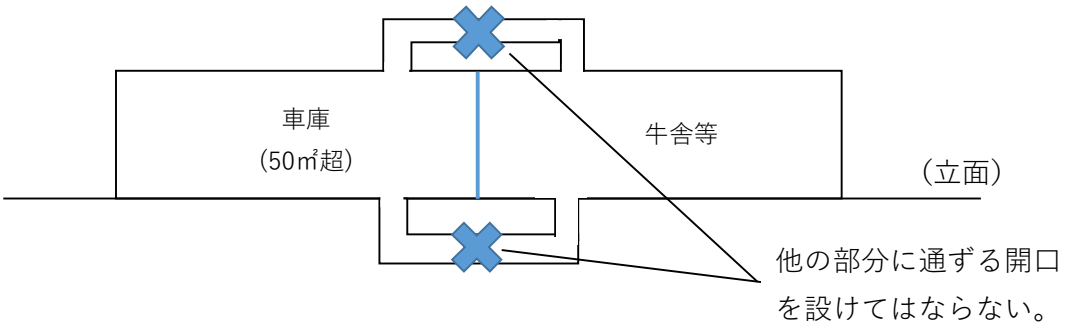

また、畜産業用車庫に接続して執務室等がある場合は、当該室を畜産業用車庫の一部とみなして、構造設備（換気・防火設備）及び上記の規定を適用することができる。

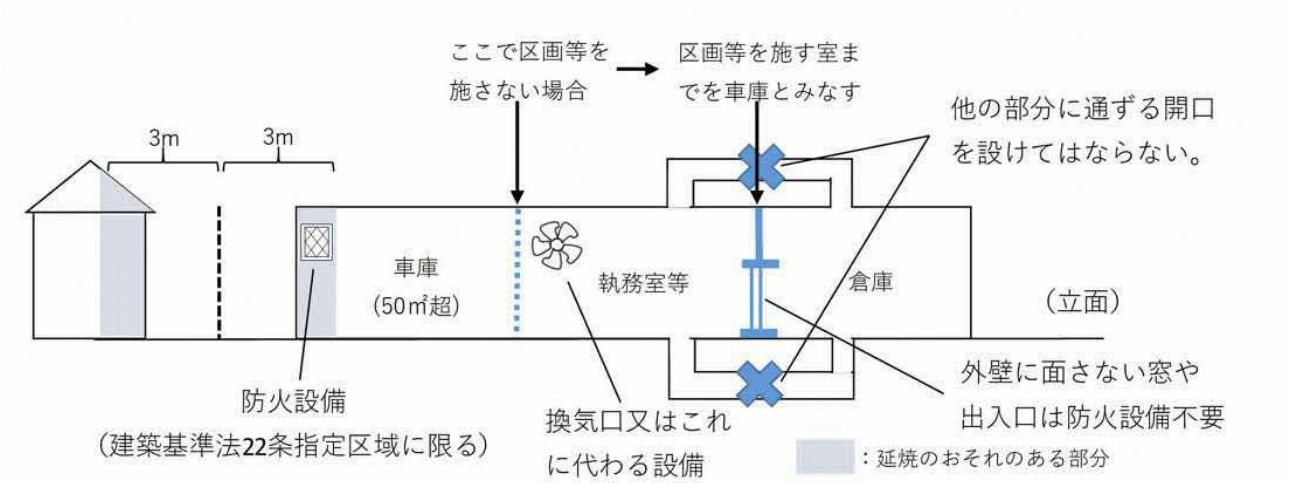

カ　敷地の形態（施行条例第８条関係）

都市計画法に基づく都市計画区域又は準都市計画地域に畜舎等の敷地がある場合、畜舎等の敷地が路地状部分によってのみ道路と接する場合には、その路地状部分の幅員について、畜舎等の床面積及び路地状部分の長さに応じて次の表の数値以上としなければならない。

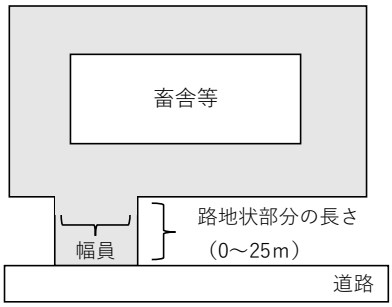

路地状部分の長さ	幅員
15m以下の場合	2ｍ以上 (3ｍ以上)
15mを超え25m以下の場合	3ｍ以上 (4ｍ以上)
25mを超える場合	4ｍ以上

※括弧内は、畜舎等の床面積が200㎡を越える場合

都市計画法に基づく都市計画区域又は準都市計画地域に畜産業用倉庫及び50㎡超の畜産業用車庫の建築等をする場合、敷地は、幅員が6m未満の路地状部分のみによって道路に接してはならない。

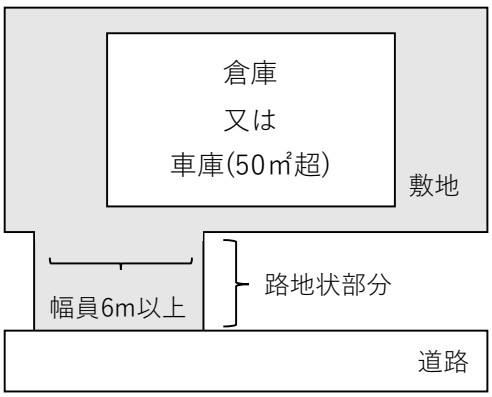

※ただし、200㎡以下の畜産業用倉庫の敷地で、路地状部分の長さが25m以下の場合、路地状部分の幅員は4m以上6m未満でも可。

※ 建築物の敷地の周囲に広い空き地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたときは、この限りではない。

キ　敷地と道路との関係（接道条件）（施行条例第９条）

都市計画法に基づく都市計画区域又は準都市計画地域に建築等をする床面積1,000㎡超の敷地（同一敷地内に２以上の畜舎等がある場合はその床面積の合計）は、道路に６メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障ないと認めたときは、この限りでない。

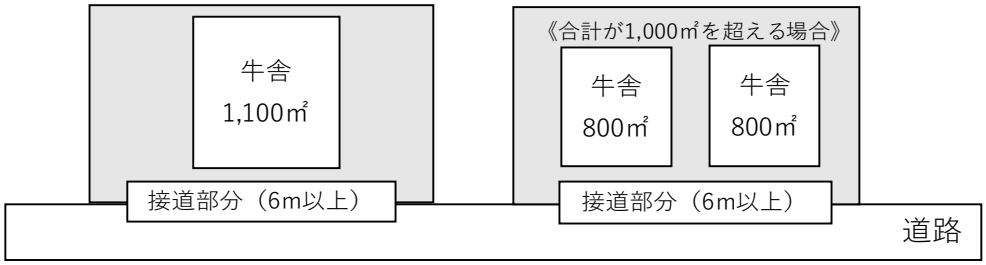

都市計画法に基づく都市計画区域又は準都市計画地域に建築等をする50㎡超の畜産業用車庫の敷地の車両の出入口は、6m未満の幅員の道路や交差点、踏切等から離れた箇所に設けることとする。ただし、畜産業用車庫の敷地の車両の出入口で周囲の状況により、知事が安全上支障ないと認めたときは、この限りでない。

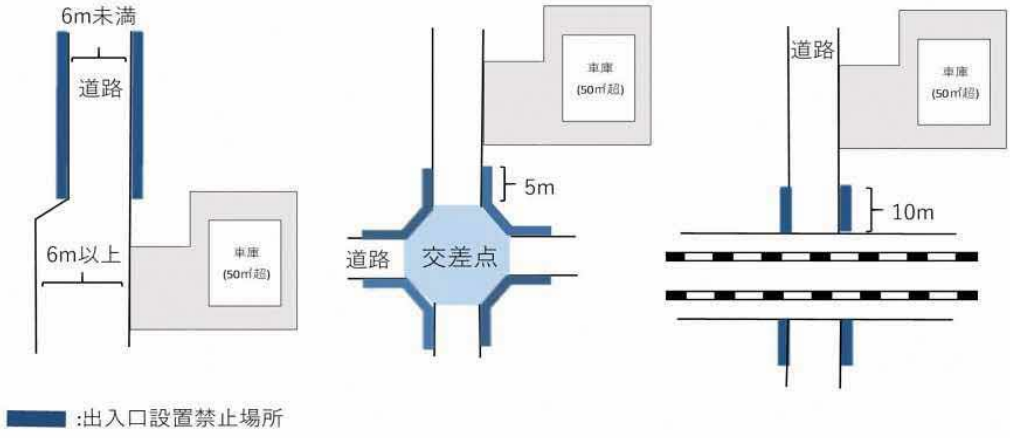

※ただし、車両の出入口の道路境界線から2mの範囲の部分に下表の空地を確保した場合は、６ｍ未満の幅員の道路に、車両の出入口を設けることが可能。

車庫の用途に供する部分の床面積の合計	車両の出入口の空地の幅
50㎡超100㎡以下	車両の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ2m
100㎡超200㎡以下	車両の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ3m

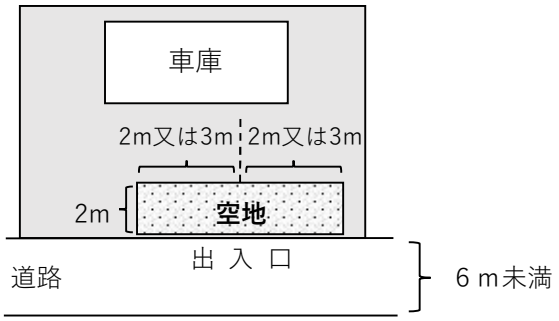

３　畜舎建築利用計画の提出について

（１）畜舎建築利用計画の認定申請書について（法第３条第３項、共管省令第64条）

畜舎特例法に基づく畜舎等の建築に当たっては、共管省令様式第２号（畜舎建築利用計画の認定申請書）に畜舎建築利用計画及び関連書類（５の提出書類一覧を参照）を附して、都道府県知事に申請し、認定を受ける必要がある。

ア　手数料積算の考え方

審査手数料の積算の考え方は、次のとおり。

なお、審査手数料について、畜舎等の建築等の内容を勘案し、道から別途連絡することとしている。

（ア）利用基準に係る審査手数料の考え方（棟の考え方）

・原則、１棟につき１件の審査手数料を納付

・同一の敷地に複数の畜舎等を建築する場合は、棟数に応じた審査手数料を納付。

（イ）技術基準に係る審査手数料の考え方（面積の計算の仕方）

・原則、１棟ごとの面積に応じた審査手数料を納付。

・発酵槽等以外：合計面積の手数料又は個別の面積による手数料の積算の安い方の審査手数料を納付。

・発 酵 槽 等：棟数に応じた審査手数料を納付

イ　各パターンにおける例

	パターンの例	申請書類	手数料の考え方
1	●3,000㎡以下の牛舎を１棟建築 	 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等の利用計画 ・関連する添付書類	床面積2,500㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準　10,000円 技術基準　　0円
2	●3,000㎡超えの牛舎を１棟建築 	 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等の利用計画 ・構造計算書等 ・関連する添付書類	床面積4,000㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準　10,000円 技術基準150,000円
3	●同一敷地内に3,000㎡以下の牛舎等を複数建築する場合 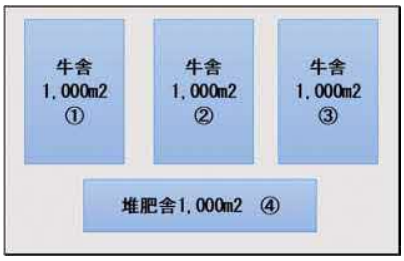	用途不可分の場合に限り、同一敷地内で複数の畜舎等の建築が可能。 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等ごとの利用計画 ・関連する添付書類	床面積1,000㎡の 審査手数料×４棟 ※図の場合 利用基準　40,000円 技術基準　　0円
4	●同一敷地内に3,000㎡超の牛舎等を複数建築する場合 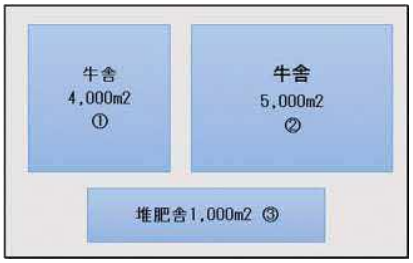	用途不可分の場合に限り、同一敷地内で複数の畜舎等の建築が可能。 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等ごとの利用計画 ・構造計算書(③を除く) ・関連する添付書類	《利用基準審査》 床面積1,000㎡、 4,000㎡、5,000㎡の ３棟 《技術基準審査》 床面積9,000㎡の 審査手数料×１棟 （※畜舎等（発酵槽等を除く）の技術基準審査手数料は、1棟ごとの合計又は総床面積の手数料の安価な方を適用する。） ※図の場合 利用基準　30,000円 技術基準251,000円
5	●敷地内に渡り廊下を有する牛舎① 	※渡り廊下の構造に関わらず１棟 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等の利用計画 ・構造計算書等 ・関連する添付書類	床面積3,250㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準　10,000円 技術基準150,000円

6	●敷地内に渡り廊下を有する牛舎② 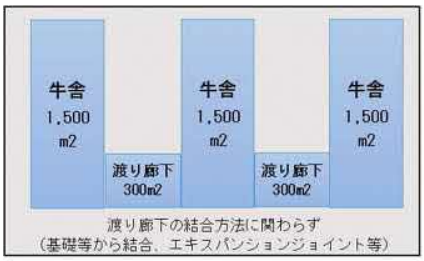	※渡り廊下の構造に関わらず１棟 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等の利用計画 ・構造計算書等 ・関連する添付書類	床面積5,100㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準251,000円
7	●敷地内に渡り廊下を有する牛舎③ （3,000㎡超の認定済畜舎等を増築する場合） 	※建築時期に関わらず１棟 《増築部分》 ・変更申請書 ・畜舎等全体の利用計画 (5,0000m²) ・畜舎等全体の構造計算書等 (5,000m²) ・関連の添付書類 《増築部分》	《増築部分》 床面積1,750㎡ (増築部分)の 審査手数料 ※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準 75,000円
8	●敷地内に渡り廊下を有する牛舎④ （3,000㎡以下の認定済畜舎等を増築し、増築後の全体床面積が3,000㎡超となる場合） 	※建築時期に関わらず１棟 ・変更申請書 ・畜舎等全体の利用計画 (3,500m²) ・畜舎等全体の構造計算書等 (3,500m²) ・関連の添付書類	床面積3,500㎡ (全体床面積)の 審査手数料 ※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準150,000円
9	●敷地を分けて建築する畜舎等 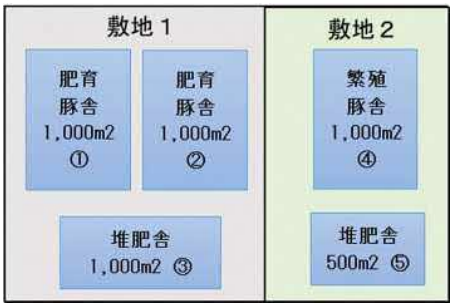	用途上可分として、敷地を分ける場合 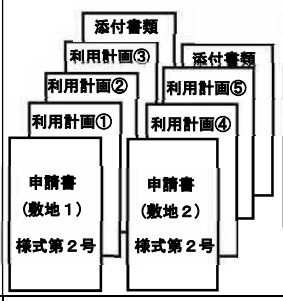 ・敷地ごとの申請書 ・畜舎等ごとの 利用計画 ・関連する添付書類	床面積1,000㎡の 審査手数料×４棟 床面積500㎡の 審査手数料×１棟 ※図の場合 利用基準 50,000円 技術基準 0円
10	●3,000㎡以下の発酵槽等を１棟建築 	 ・申請書(様式第２号) ・畜舎等の利用計画 ・関連する添付書類	床面積2,500㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準 0円

11	●3,000㎡超の発酵槽等を１棟建築 	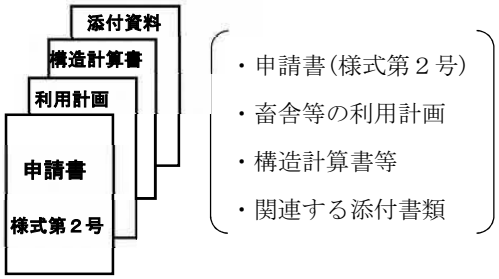 	床面積4,000㎡の 審査手数料 ※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準 7,000円
12	●同一敷地内に畜舎等を複数建築する場合 	用途不可分の場合に限り、同一敷地内で複数の畜舎等の建築が可能。 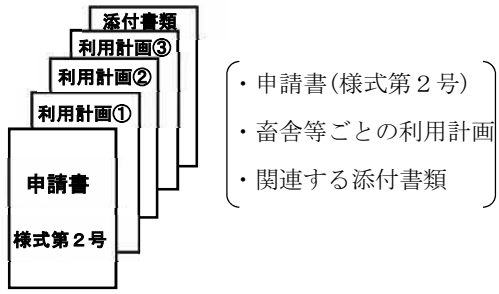 	床面積2,000㎡の 審査手数料×３棟 ※図の場合 利用基準 30,000円 技術基準 0円

※指定確認検査機関等で技術基準の審査をした場合は、その確認を証する書類を添付すること。

ウ　建築基準法で建築された既存畜舎等の増築について

畜舎等の建築に当たっては、同一畜舎等において畜舎特例法と建築基準法の適用を受けた部分が混在することは認められていないため、従前の建築基準法で建築した畜舎等を増築する場合については、以下のどちらかの方法である必要がある。

（ア）既存畜舎と増築部分の全体を畜舎特例法の認定畜舎等とするため、新規扱いとして畜舎特例法の認定申請を行う。

なお、既存畜舎と増築部分において、畜舎特例法に基づくＡ構造畜舎及びＢ構造畜舎の混在については問題ない。

（イ）増築部分を建築基準法で建築する（畜舎特例法を適用しない。）。

（２）１棟の畜舎等の考え方

ア　渡り廊下等で接続している場合

畜舎等が渡り廊下で接続している場合は、その接合部分の構造（基礎等から結合している又相互に応力（物体が外から力を受けた時、物体の内部に発生する力）を伝えないエキスパンションジョイント等で接合している）に関わらず１棟の畜舎等とみなす。（図１）

なお、エキスパンションジョイント等で接合している場合にあっては、構造耐力計算上においてのみ、別棟と見なすことができる。（省令第６条第２項ただし書）

また、木造畜舎等であって総面積が3,000m2以上となる場合は、防火上の必要な措置を講じなければならない。

イ　基礎が別であるが、屋根が同一の場合

畜舎部分と搾乳部分等が区分けられており、設備等の都合から地盤面の高さが異なるため基礎は別だが、屋根が同一であり、畜舎等に係る荷重を相互の主要部分(壁や柱等)で支えている場合、１棟の畜舎等と見なす。（図２）

（図１）

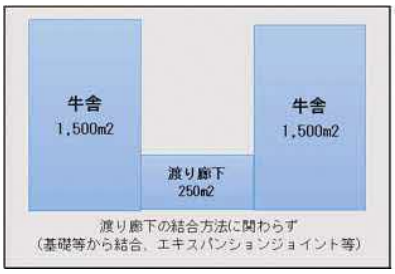

（図２）

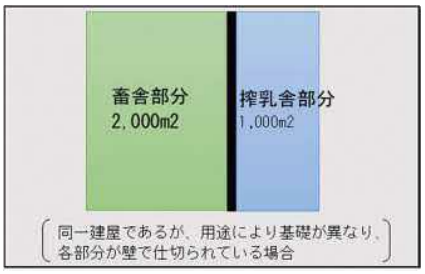

（３）敷地の考え方について

敷地は建築基準法施行令第１条第１項に基づき、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」とされており、１つの敷地には１つの建築物を建てる（１建築物１敷地）が原則とされている。

ただし、次の場合は、複数棟の畜舎等について用途上不可分(一体的な使用)となる場合もある。

なお、建築基準法に基づき建築された畜舎等と畜舎特例法に基づき建築された畜舎等については、根拠となる法律が異なることから敷地を分けて建築する必要があり、それぞれの法令への適合が求められる。

※敷地：建築物が建てられている土地（建築物によって占有されている土地）のこと

ア　敷地の境界線の設定

畜舎等を建築する敷地の境界線は、建築主が自由に設定できるが、それぞれの敷地の面積が計算できる場合に限られる。

《例：境界線は直線以外でも可》

パターン	①	②	③
	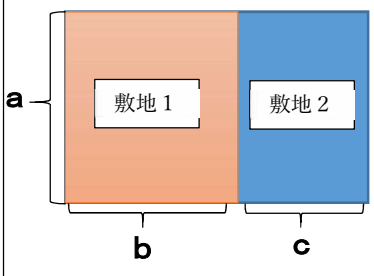	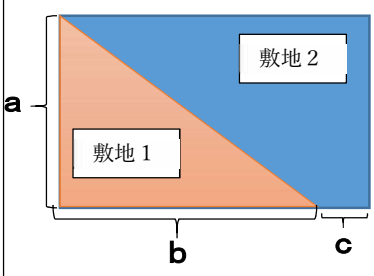	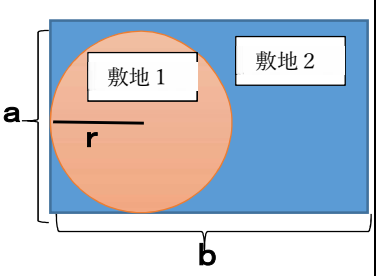
敷地１（面積）	ａ×ｂ	ａ×ｂ×１/２	π×ｒ２
敷地２（面積）	ａ×ｃ	（ｂ＋２ｃ）×ａ×１/２	ａ×ｂ−π×ｒ２

イ　複数の畜舎等を用途不可分（同一敷地）とする事例

（ア）複数の牛舎が一つの堆肥舎を使用している場合

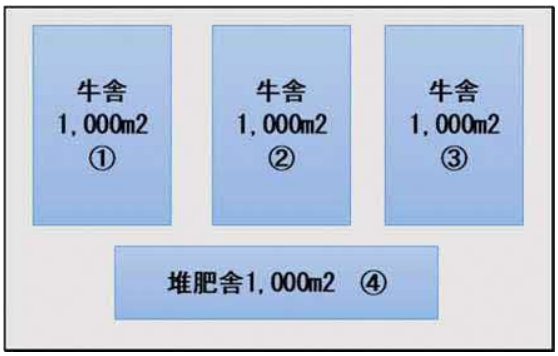

・牛舎単独では、用途上可分（同一敷地ではない。）と評価されるが、各牛舎から排出される糞尿等が一つの堆肥舎で処理されている場合は、堆肥舎を中心に畜舎等全体を用途上不可分（同一敷地）となる。

【注意点】
建築主の判断により敷地の分割も可能だが、
それぞれの敷地に条例等が適用されることに注意

（イ）搾乳施設と牛舎を通路で繋いだ場合

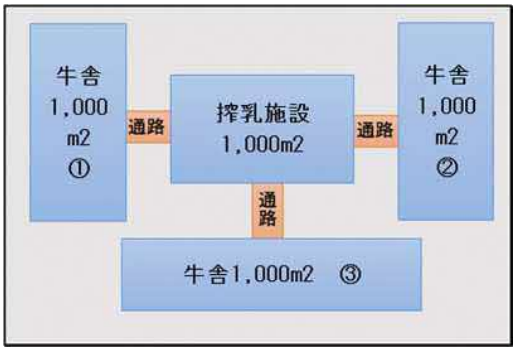

・牛舎と渡り廊下（通路）で接続した搾乳施設において、牛の日常的な往来があり、牛舎単独では飼養管理が成り立たない場合（全ての牛が当該搾乳施設を使用）にあっては、搾乳施設を中心に用途不可分（同一敷地）となる。

（参考）　複数の畜舎等の敷地を用途可分・不可分（同一敷地か否か）とする場合

可分（同一敷地としない）とした場合	不可分（同一敷地）とした場合
・敷地の分割により、特例法の畜舎付近に建築基準法の建築物や工作物を建築可。	・敷地を分割しないため、建ぺい率や接道義務の要件を満たすことが容易。

4　各種認定スキームと必要な提出書類について

（１）新築、増築等又は変更に係る認定申請スキーム

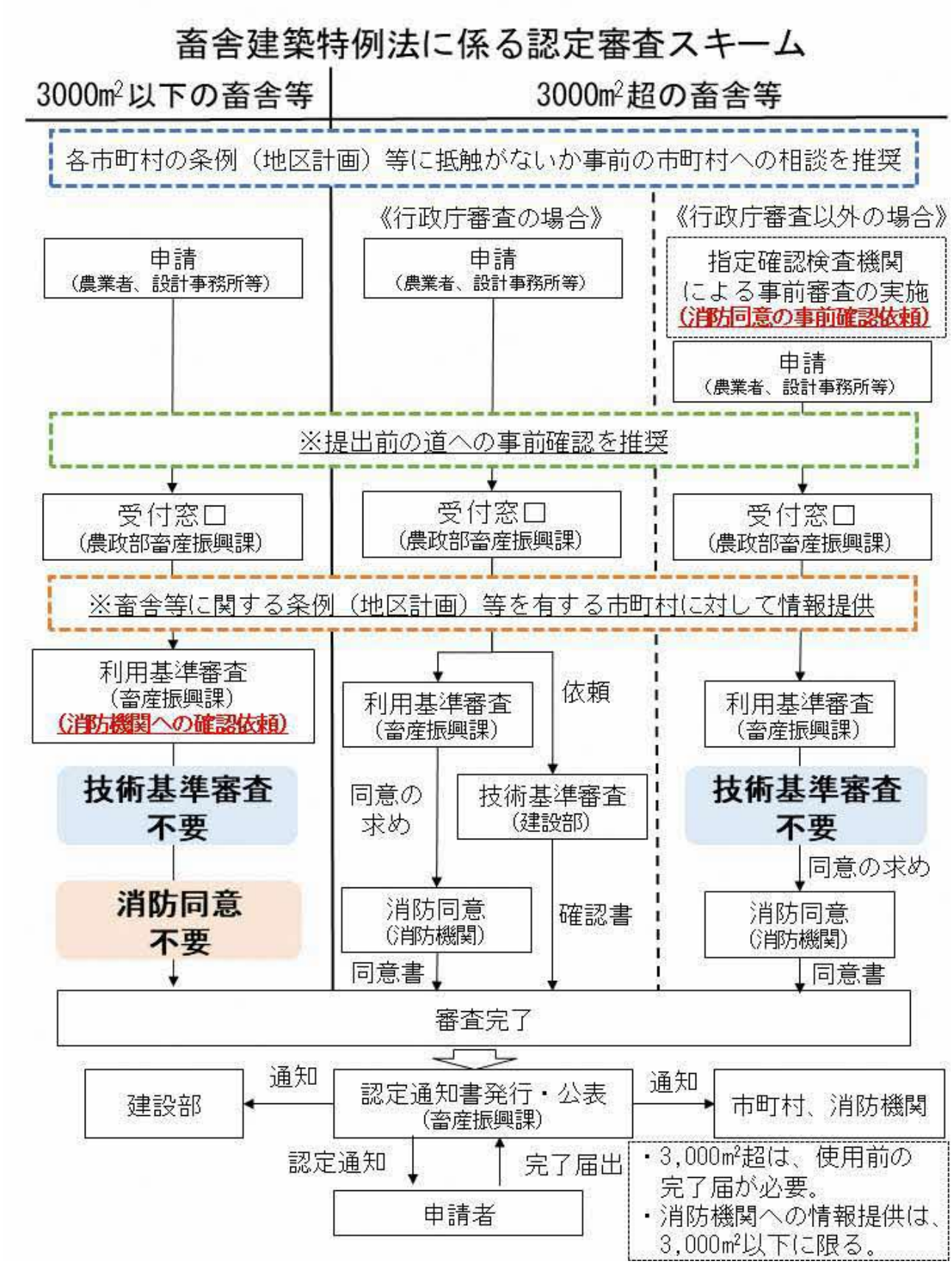

※発酵槽等については、消防機関への確認（3,000㎡以下の場合）、消防同意（3,000㎡超の場合）は不要。

◆　提出書類一覧（畜舎建築利用計画申請（新築、増改築、変更））

※増築等及び変更の場合は、提出書類のうち該当する部分のみを提出。
※提出書類には該当する省令に応じた明示すべき事項を記載すること。
※提出書類に明示する省令に該当しない場合は、提出は要さない。
※指定確認検査機関等で審査した場合は、確認に使用した関係資料一式を提出すること。

○　畜舎建築利用計画の提出に必要となる添付資料（別表第１、第２、第３（１）～（22）関連））

■畜舎等（発酵槽等を除く。）

	提出書類	提出の必要有無		該当する省令と明示すべき事項
		特例畜舎等 (3,000m2以下)	特例畜舎等以外 (3,000m2超)	
1	共管省令様式第２号（認定申請書）	○	○	※新築、増改築等の場合に提出。
2	共管省令様式第５号（変更認定申請書）	○	○	※認定畜舎等に係る計画変更の場合に提出。
3	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	○	○	※申請者が法人の場合は役員のものを提出すること。 ※「個人番号カードの写し」の場合は、写真面のみ提出。
4	定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○	○	※申請者が法人の場合
5	委任状又はその写し	○	○	※代理者によって申請を行う場合に提出。
6	建築士法第20条第２項に規定する証明書（構造計算書を除く。）の写し	○	○	※一級建築士、二級建築士又は木造建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合に提出。
7	指定確認検査機関等における適合証等		○	※指定確認検査機関で技術基準に係る審査を実施した場合は、適合を確認したことを証する書類を提出すること
8	付近見取図	○	○	《全ての畜舎等》 ・方位、道路及び目標となる地物
				《施行条例第３条の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・中山間地域、丘陵地等において畜舎等の敷地付近に起伏がある場合、その起伏の水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
				《施行条例第８条第１項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・畜舎等の敷地に接する道路の種別
				《施行条例第８条第２項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地に接する道路の種別
				《施行条例第９条第１項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・畜舎等の敷地に接する道路の種別
				《共管省令第19条第１項本文の規定に該当する場合》 ・延焼防止上有効な空地の状況
				(共管省令第24条第1項本文、第24条の2第1項ただし書、第24条の3第1項ただし書、第25条第1項本文の規定に該当する場合) ・畜舎等の周囲の状況
				《共管省令第45条、第47条～第48条、第50条、第51条、第54条～第57条の規定に該当する場合》 ・敷地の位置

				《共管省令第46条の規定に該当する場合》 ・敷地の位置 ・建築基準法施行令第131条の２第１項に規定する街区の位置
９	配置図 配置図 （続き）	○	○	《全ての畜舎等》 ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別 ・土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ
				《施行条例第３条の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・畜舎等の敷地に接し、又は近接する崖の形状、土質、水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
				《施行条例第８条第１項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・敷地境界線並びに畜舎等の敷地と接する路地状部分の長さ及び幅員
				《施行条例第８条第２項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・敷地境界線並びに畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地と接する路地状
				《施行条例第９条第１項の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・畜舎等の敷地と道路との境界線及び接道部分の長さ
				《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・延焼のおそれのある部分 ・防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置 ・擁壁の設置その他安全上適当な措置 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
				《共管省令第19条第１項本文の規定に該当する場合》 ・敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置 ・畜舎等の各部分から空地の反対側の境界線までの水平距離 ・畜舎等の各部分の高さ
				《共管省令第22条の規定に該当する場合》 ・建築基準法第22条第１項の規定による区域の境界線
				《共管省令第27条の規定に該当する場合》 ・敷地境界線の位置
				《共管省令第29条の規定に該当する場合》 ・敷地内における通路の幅員
				《共管省令第45条の規定に該当する場合》 ・用途地域の境界線
				《共管省令第46条の規定に該当する場合》 ・地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る畜舎等の各部分の高さ ・地盤面の異なる区域の境界線 ・建築基準法施行令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 ・共管省令第46条第２項に規定する後退距離 ・建築基準法施行令第132条第１項若しくは第２項又は第134条第２項に規定する区域の境界線 ・前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
				《共管省令第47条の規定に該当する場合》 ・畜舎等の各部分の高さ ・軒の高さ ・地盤面の異なる区域の境界線 ・敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
				《共管省令第48条の規定に該当する場合》 ・敷地の道路に接する部分及びその長さ
				《共管省令第51条の規定に該当する場合》 ・壁面線 ・申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・門又は塀の位置及び高さ
				《共管省令第54条の規定に該当する場合》 ・地盤面の異なる区域の境界線

	配置図 （続き）			・特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・建築基準法第60条第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
				《共管省令第55条の規定に該当する場合》 ・都市再生特別地区の境界線 ・都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・建築基準法第60条の２第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
				《共管省令第56条の規定に該当する場合》 ・特定防災街区整備地区の境界線 ・特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・敷地の接する防災都市計画施設の位置 ・申請に係る畜舎等の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ ・敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ
				《共管省令第57条の規定に該当する場合》 ・地盤面の異なる区域の境界線 ・景観地区の境界線 ・景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
10	平面図	○	○	**《全ての畜舎等》** ・縮尺及び方位 ・間取り、各室の用途及び床面積 ・二以上の避難口の位置
				《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・壁及び筋かいの位置及び種類 ・開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
				《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 ・屋根ふき材等の種別、位置及び寸法
				《共管省令第19条第１項ただし書の規定に該当する場合》 ・耐力壁及び非耐力壁の位置 ・防火区画の位置及び面積 ・通常火災終了時間の算出に当たって必要な建築設備の位置
				《共管省令第19条第２項ただし書の規定に該当する場合》 ・開口部及び防火設備の位置 ・耐力壁及び非耐力壁の位置 ・スプリンクラー設備等消火設備の配置 ・袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
				《共管省令第21条、第23条の規定に該当する場合》 ・耐力壁及び非耐力壁の位置
				《共管省令第24条第１項本文、第24条の２第１項ただし書、第24条の３第１項ただし書、第25条第１項本文の規定に該当する場合》 ・耐力壁及び非耐力壁の位置 ・外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
				《共管省令第24条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・防火壁の位置 ・防火壁による区画の位置及び面積 ・風道の配置 ・防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 ・給水管、配電管その他の管と防火壁との隙間を埋める材料の種別

	平面図 （続き）			《共管省令第24条の２第１項本文又は第２項の規定に該当する場合》 ・開口部及び防火設備の位置 ・耐力壁及び非耐力壁の位置 ・外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
				《共管省令第24条の３第３項の規定に該当する場合》 ・建築基準法施行令第128条の５第７項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
				《共管省令第25条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・建築基準法施行令第112条第４項第１号に規定する強化天井の位置 ・隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 ・給水管、配電管その他の管と隔壁との隙間を埋める材料の種別
				《共管省令第27条の規定に該当する場合》 ・壁及び開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分
				《共管省令第29条の規定に該当する場合》 ・防火設備の位置及び種別 ・渡り廊下の位置及び幅員
11	床面積求積図	○	○	《全ての畜舎等》 ・床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
12	二面以上の立面図	○	○	《全ての畜舎等》 ・縮尺 ・地盤面 ・申請に係る畜舎等の各部分の高さ
				《共管省令第19条第２項ただし書の規定に該当する場合》 ・開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法
				《施行条例第４条の規定に該当する場合（特例畜舎等を除く）》 ・避難口の位置及び構造
				《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法。 ・構造計算において、その影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
				《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 ・屋根ふき材等の種別、位置及び寸法
				《共管省令第27条の規定に該当する場合》 ・常時開放されている開口部の位置
13	二面以上の断面図	○	○	《全ての畜舎等》 ・縮尺 ・地盤面 ・申請に係る畜舎等の各部分の高さ
				《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ
				《共管省令第６条第２項に該当する場合》 ・共管省令第６条第２項に規定する構造方法
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
				《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 ・屋根ふき材等の種別、位置及び寸法
				《共管省令第24条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 ・給水管、配電管その他の管と防火壁との隙間を埋める材料の種別
				《共管省令第25条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・小屋組の構造 ・隔壁の位置

	二面以上の断面図 （続き）			・隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 ・給水管、配電管その他の管と隔壁との隙間を埋める材料の種別
				《共管省令第27条の規定に該当する場合》 ・塀その他これに類するものの高さ及び材料の種別
				《共管省令第29条の規定に該当する場合》 ・渡り廊下の高さ
				《共管省令第46条の規定に該当する場合》 ・前面道路の路面の中心の高さ ・地盤面及び前面道路の路面の中心からの畜舎等の各部分の高さ ・建築基準法施行令第135条の２第２項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置 ・共管省令第46条第１項から第３項までの規定による畜舎等の各部分の高さの限度 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・前面道路の中心線 ・擁壁の位置 ・土地の高低 ・地盤面の異なる区域の境界線 ・建築基準法施行令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 ・共管省令第46条第２項に規定する後退距離 ・建築基準法施行令第132条第１項若しくは第２項又は第134条第２項に規定する区域の境界線 ・前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
				《共管省令第47条の規定に該当する場合》 ・平均地盤面 ・地盤面及び平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ ・隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
				《共管省令第50条の規定に該当する場合》 ・敷地境界線 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
				《共管省令第51条の規定に該当する場合》 ・敷地境界線 ・壁面線 ・門又は塀の位置及び高さ
				《共管省令第54条の規定に該当する場合》 ・特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・建築基準法第60条第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 ・土地の高低
				《共管省令第55条の規定に該当する場合》 ・都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・都市再生特別地区の境界線 ・土地の高低 ・建築基準法第60条の２第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
				《共管省令第56条の規定に該当する場合》 ・特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・土地の高低
				《共管省令第57条の規定に該当する場合》 ・土地の高低 ・景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
14	二面以上の軸組図		○	**《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》** ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
15	地盤面算定表	○	○	**《全ての畜舎等》** ・畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ

				・地盤面を算定するための算式
16	基礎伏図 基礎伏図 （続き）		○	《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
				《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 ・屋根ふき材等の種別、位置及び寸法
17	床伏図		○	《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
18	小屋伏図		○	《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
19	構造詳細図		○	《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
				《共管省令第２章第１節第３款第２目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 ・構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別
				《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・屋根ふき材等の取付け部分の構造方法
20	特別な調査又は研究の結果説明書		○	《共管省令第６条第１項ただし書の規定に該当する場合》 ・特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上支障がないことが確かめられた構造方法への適合性審査に必要な事項
21	使用構造材料一覧表		○	《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
22	基礎・地盤説明書		○	《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・支持地盤の種別及び位置 ・基礎の種類
23	施工方法等計画書		○	《共管省令第２章第１節第３款第３目に該当する場合》 ・コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
24	通常火災終了時間計算書		○	《共管省令第19条第１項ただし書の規定に該当する場合》 ・通常火災終了時間及びその算出方法
25	共管省令第19条第２項本文の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第19条第２項本文の規定に該当する場合》 ・共管省令第19条第２項本文に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
26	耐火構造等の構造詳細図		○	《共管省令第19条第１項ただし書の規定に該当する場合》 ・主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第19条第２項ただし書の規定に該当する場合》 ・主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第20条本文の規定に該当する場合》 ・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第21条の規定に該当する場合》 ・延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第23条の規定に該当する場合》 ・屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第24条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第24条の２第１項本文又は第２項の規定に該当する場合》

	耐火構造等の構造詳細図（続き）			・主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第25条第１項ただし書又は第２項の規定に該当する場合》 ・隔壁及び天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法
				《共管省令第27条の規定に該当する場合》 ・柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別 ・建築基準法施行令第136条の10第３号ハに規定する屋根の構造
27	その他建築基準法第21条第２項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第19条第２項ただし書の規定に該当する場合》 ・建築基準法第21条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
28	共管省令第19条第３項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第19条第３項の規定に該当する場合》 ・建築基準法第19条第３項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項
29	その他建築基準法第22条第１項本文の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第20条本文の規定に該当する場合》 ・建築基準法施行令第109条の９に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
30	共管省令第20条ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第20条ただし書の規定に該当する場合》 ・共管省令第20条ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
31	使用建築材料表		○	《共管省令第21条の規定に該当する場合》 ・主要構造部の材料の種別
				《共管省令第29条の規定に該当する場合》 ・主要構造部の材料の種別及び厚さ
32	共管省令第24条第３項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第24条第３項の規定に該当する場合》 ・共管省令第24条第３項に規定する畜舎等に該当することを確認するために必要な事項
33	共管省令第24条の２第３項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第24条の２第３項の規定に該当する場合》 ・共管省令第24条の２第３項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項
34	共管省令第24条の３第４項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第24条の３第４項の規定に該当する場合》 ・共管省令第24条の３第４項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項
35	共管省令第25条第３項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第25条第３項の規定に該当する場合》 ・共管省令第25条第３項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項
36	危険物の数量表		○	《共管省令第24条の２第１項本文又は第２項の規定に該当する場合》 ・危険物の種類及び数量
37	室内仕上げ表		○	《共管省令第24条の３第１項本文又は第２項の規定に該当する場合》 ・建築基準法施行令第128条の５に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
38	共管省令第26条第１項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第26条第１項の規定に該当する場合》 ・共管省令第26条第１項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
39	共管省令第26条第２項の規定に適合することの		○	《共管省令第26条第２項の規定に該当する場合》 ・共管省令第26条第２項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項

	確認に必要な図書			
40	共管省令第26条第３項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第26条第３項の規定に該当する場合》 ・共管省令第26条第３項に規定する畜舎等に該当することを確認するために必要な事項
41	敷地面積求積図		○	《共管省令第45条、第54条、第55条～第57条の規定に該当する場合》 ・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
42	建築面積求積図		○	《共管省令第45条、第54条第３項ただし書、第55条の規定に該当する場合》 ・建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
43	道路高さ制限適合建築物※の配置図		○	《共管省令第46条第４項の規定に該当する場合》 ・縮尺 ・敷地境界線 ・敷地内における申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の位置 ・擁壁の位置 ・土地の高低 ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・前面道路の路面の中心からの申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の各部分の高さ ・申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の前面道路の境界線からの後退距離 ・建築基準法施行令第135条の６第２項に規定する道路制限勾配が異なる地域等の境界線 ・建築基準法施行令第132条又は第134条第２項に規定する区域の境界線 ・建築基準法施行令第135条の９に規定する位置及び当該位置の間の距離 ・申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※について建築基準法施行令第135条の９に規定する位置ごとに算定した天空率
44	道路高さ制限適合建築物※の２面以上の立面図		○	《共管省令第46条第４項の規定に該当する場合》 ・縮尺 ・前面道路の路面の中心の高さ ・前面道路の路面の中心からの申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の各部分の高さ ・建築基準法施行令第135条の２第２項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ ・擁壁の位置 ・土地の高低 ・建築基準法施行令第135条の９に規定する位置からの申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の各部分の高さ
45	道路高さ制限近接点※における水平投影位置確認表		○	《共管省令第46条第４項の規定に該当する場合》 ・前面道路の路面の中心からの申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の各部分の高さ ・**道路高さ制限近接点※から申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の各部分までの水平距離、仰角及び方位角**
46	道路高さ制限近接点※における申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の天空図		○	《共管省令第46条第４項の規定に該当する場合》 ・水平投影面 ・天空率
47	道路高さ制限近接点※における天空率算定表		○	《共管省令第46条第４項の規定に該当する場合》 ・申請に係る畜舎等及び道路高さ制限適合建築物※の天空率を算定するための算式
48	日影図		○	《共管省令第47条の規定に該当する場合》 ・縮尺及び方位 ・敷地境界線 ・建築基準法第56条の２第１項に規定する対象区域の境界線 ・建築基準法別表第四（い）欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 ・高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 ・日影時間の異なる区域の境界線 ・敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員

	日影図 （続き）			・敷地内における畜舎等の位置 ・平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ ・測定線※ ・畜舎等が冬至日の真太陽時による午前９時から30分ごとに午後３時までの各時刻に水平面※に生じさせる日影の形状 ・畜舎等が冬至日の真太陽時による午前９時から午後３時までの間に測定線※上の主要な点に生じさせる日影時間 ・畜舎等が冬至日の真太陽時による午前９時から午後３時までの間に水平面※に生じさせる日影の等時間日影線 ・土地の高低
49	日影形状算定表		○	《共管省令第47条の規定に該当する場合》 ・平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
50	平均地盤面算定表		○	《共管省令第47条の規定に該当する場合》 ・畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
51	共管省令第48条第２項の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第48条第２項の規定に該当する場合》 ・共管省令第48条第２項の規定の適合性審査に必要な畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する事項
52	防災都市計画施設に面する方向の立面図		○	《共管省令第56条の規定に該当する場合》 ・縮尺 ・畜舎等の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置 ・建築物の高さの最低限度より低い高さの畜舎等の部分の構造 ・畜舎等の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ ・敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ ・敷地に接する防災都市計画施設の位置

※用語解説

該当部分	用語	意味
No. 43～47	道路高さ制限適合建築物	建築基準法施行令第135条の６第１項第１号の規定により想定する道路高さ制限適合建築物
No. 45～47	道路高さ制限近接点	申請に係る畜舎等と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位
No. 48	水平面	共管省令第47条第１項の水平面
No. 48	測定線	水平面上の敷地境界線からの水平距離５メートル及び10メートルの線

■発酵槽等

	提出書類	提出の必要有無		該当する省令と明示すべき事項
		特例畜舎等 (3,000m2以下)	特例畜舎等以外 (3,000m2超)	
1	共管省令様式第２号（認定申請書）	○	○	※新築、増改築等の場合に提出。
2	共管省令様式第５号（変更認定申請書）	○	○	※認定畜舎等に係る計画変更の場合に提出。
3	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	○	○	※申請者が法人の場合は役員のものを提出すること。 ※「個人番号カードの写し」の場合は、写真面のみ提出。
4	定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○	○	※申請者が法人の場合
5	委任状又はその写し	○	○	※代理者によって申請を行う場合に提出。
6	建築士法第20条第２項に規定する証明書	○	○	※一級建築士、二級建築士又は木造建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合に提出。

	（構造計算書を除く。）の写し			
7	指定確認検査機関等における適合証等		○	※指定確認検査機関で技術基準に係る審査を実施した場合は、適合を確認したことを証する書類を提出すること
8	付近見取図	○	○	**《全ての発酵槽等》** ・方位、道路及び目標となる地物
9	配置図 配置図 （続き）	○	○	**《全ての発酵槽等》** ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別 ・土地の高低及び申請に係る発酵槽等の各部分の高さ **《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》** ・延焼のおそれのある部分 ・防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置 **《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》** ・発酵槽等の各部の位置、構造方法及び寸法
10	平面図	○	○	**《全ての発酵槽等》** ・縮尺 ・主要部分の材料の種別及び寸法 **《特例畜舎等》** ・床面積 **《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》** ・発酵槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 ・近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別
11	横断面図	○	○	**《全ての発酵槽等》** **・縮尺** **・主要部分の材料の種別及び寸法** **《特例畜舎等》** ・床面積 **《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》** ・発酵槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 ・近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別
12	側面図	○	○	**《全ての発酵槽等》** ・縮尺 ・発酵槽等の高さ ・主要部分の材料の種別及び寸法 **《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》** ・発酵槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 ・近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
13	縦断面図	○	○	**《全ての発酵槽等》** ・縮尺 ・発酵槽等の高さ ・主要部分の材料の種別及び寸法 **《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》** ・発酵槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 ・近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
14	構造詳細図		○	**《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》** ・縮尺 ・主要部分の材料の種別及び寸法

				《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 ・鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 ・鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
15	構造計算書		○	《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・応力算定及び断面算定
16	基礎伏図		○	《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
17	敷地断面図及び基礎・地盤説明書		○	《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・支持地盤の種別及び位置 ・基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 ・基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
18	使用構造材料一覧表		○	《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
19	施工方法等計画書		○	《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 ・コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 ・コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
20	第60条の３第２項第２号の規定に適合することの確認に必要な図書		○	《共管省令第60条の３第２項及び第３項の規定に該当する場合》 ・共管省令第60条の３第２項第２号の構造計算の結果及びその算出方法

○　各種法令に該当する場合に必要な提出資料（別表第３(23)～（37）関連）

	関連法令	提出すべき書類	明示すべき事項
1	消防法	第９条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
		第17条第１項の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項
		第17条第２項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項
		第17条第３項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	・当該認定に係る消防用設備等に関する事項
2	屋外広告物法（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）	第３条第１項から第３項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
		第４条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
		第５条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項
3	港湾法	第40条第１項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る畜舎等その他の構築物に関する事項
4	駐車場法	第20条第１項又は第２項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
5	宅地造成等規制法	第12条第１項の規定に適合していることを証する書面	・第12条第１項の規定に適合していること
		第16条第１項の規定に適合していることを証する書面	・第16条第１項の規定に適合していること
		第30条第１項の規定に適合していることを証する書面	・第30条第１項の規定に適合していること
		第35条第１項の規定に適合していることを証する書面	・第35条第１項の規定に適合していること
6	流通業務市街地の整備に関する法律	第５条第１項の規定に適合していることを証する書面	・第５条第１項の規定に適合していること

7	都市計画法	第53条第１項又は同条第２項において準用する同法第52条の２第２項の規定に適合していることを証する書面	・第53条第１項又は同条第２項において準用する同法第52条の２第２項の規定に適合していること
8	都市緑地法	第39条第１項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項
9	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第５条第４項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項

○　建築基準法施行令第108条の３に規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等（省令別表第３(38)関連）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	平面図	・当該主要構造部を区画する床及び壁の位置 ・開口部の位置及び寸法 ・防火設備の位置及び種別 ・建築基準法施行令第108条の３に該当する部分その他必要な事項を表示する位置
2	耐火構造等の構造詳細図	・主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
3	その他建築基準法施行令第108条の３の規定に適合することの確認に必要な図書	・建築基準法施行令第108条の３に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

○　建築基準法施行令第108条の４第１項第１号の耐火性能検証法により建築基準法第２条第９号の二のイの(2)に該当するものであることを確かめた特定主要構造部を有する畜舎等（省令別表第３(39)関連）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	平面図	・開口部の位置及び寸法 ・防火設備の種別
2	耐火構造等の構造詳細図	・主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
3	使用建築材料表	・建築基準法施行令第108条の４第２項第１号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量
4	建築基準法施行令第108条の４第１項第１号の耐火性能検証法により検証した際の計算書	・建築基準法施行令第108条の４第２項第１号に規定する火災の継続時間及びその算出方法 ・建築基準法施行令第108条の４第２項第２号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法 ・建築基準法施行令第108条の４第２項第３号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法
5	建築基準法施行令第108条の４第４項の防火区画検証法により検証した際の計算書	・建築基準法施行令第108条の４第５項第２号に規定する保有遮炎時間
6	発熱量計算書	・建築基準法施行令第108条の４第２項第１号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の１秒間当たりの発熱量
7	建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ（２）及びロ（２）の規定に適合することの確認に必要な図書	・建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ（２）及びロ（２）に規定する基準への適合性審査に必要な事項

○　共管省令第８条に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた畜舎等(省令別表第４関連)

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	構造計算チェックリスト 構造計算チェックリスト （続き）	・プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る畜舎等が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる畜舎等の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうか

		を照合するための事項
2	使用構造材料一覧表	・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位 ・使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法及び根拠
3	特別な調査又は研究の結果等説明書	・建築基準法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 ・特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容 ・構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
4	基礎・地盤説明書 基礎・地盤説明書 （続き）	・地盤調査方法及びその結果 ・地層構成、支持地盤及び畜舎等（地下部分を含む。）の位置 ・地下水位（地階を有しない畜舎等に直接基礎を用いた場合を除く。） ・基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別 ・構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 ・地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
5	略伏図	・構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
6	略軸組図	・全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
7	部材断面表	・全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
8	荷重・外力計算書	・固定荷重の数値及びその算出方法 ・各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 ・各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法 ・積雪荷重の数値及びその算出方法 ・風圧力の数値及びその算出方法 ・地震力の数値及びその算出方法 ・土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 ・略伏図上に記載した大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の分布
9	応力計算書（建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３の（４）の項の規定により国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）	・構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 ・地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 ・建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３の（４）の項の規定により国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項
10	断面計算書（建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３の（４）の項の規定により国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）	・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率 ・建築基準法施行規則第１条の３第１項の表３の(4)の項の規定により国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項
11	基礎ぐい等計算書	・基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一　申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。		

二　畜舎等の構造等の実況に応じて、当該畜舎等の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。
三　この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。

○　畜舎等の構造について特定条件に該当する場合に提出が必要となる書類（省令別表第５関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第２条第７号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第２条第７号に係る認定書の写し
2	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第２条第７号の２の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第２条第７号の２に係る認定書の写し
3	畜舎等の外壁又は軒裏の構造を建築基準法第２条第８号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第２条第８号に係る認定書の写し
4	建築基準法第２条第９号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法第２条第９号に係る認定書の写し
5	防火設備を建築基準法第２条第９号の二のロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第２条第９号の二のロに係る認定書の写し
6	特定主要構造部を建築基準法第21条第１項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第21条第１項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し
7	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法第21条第２項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第21条第２項に係る認定書の写し
8	屋根の構造を建築基準法第22条第１項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第22条第１項に係る認定書の写し
9	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を建築基準法第23条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第23条に係る認定書の写し
10	建築基準法第28条の２第２号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法第28条の２第２号に係る認定書の写し
11	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第61条第１項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第61条第１項に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
12	防火設備を建築基準法第61条第１項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第61条第１項に係る防火設備に関する認定書の写し
13	屋根の構造を建築基準法第62条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第62条に係る認定書の写し
14	建築基準法施行令第１条第５号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法施行令第１条第５号に係る認定書の写し
15	建築基準法施行令第１条第６号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法施行令第１条第６号に係る認定書の写し
16	畜舎等の部分を建築基準法施行令第108条の３第１号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする畜舎等	建築基準法施行令第108条の３第１号に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
17	床、壁又は防火設備を建築基準法施行令第108条の３第１号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第108条の３第１号に係る床、壁又は防火設備に関する認定書の写し
18	特定主要構造部を建築基準法施行令第108条の４第１項第２号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第108条の４第１項第２号に係る認定書の写し
19	防火設備を建築基準法施行令第108条の４第４項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第108条の４第４項に係る認定書の写し
20	屋根の延焼のおそれのある部分の構造を建築基準法施行令第109条の３第１号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第109条の３第１号に係る認定書の写し
21	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法施行令第109条の８の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第109条の８に係る認定書の写し
22	防火設備を建築基準法施行令第112条第１項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第112条第１項に係る認定書の写し
23	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を建築基準法施行令第112条第２項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第112条第２項に係る認定書の写し
24	畜舎等の部分の構造を建築基準法施行令第112条第３項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第112条第３項に係る認定書の写し
25	天井を建築基準法施行令第112条第４項第１号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第112条第４項第１号に係る認定書の写し
26	防火設備を建築基準法施行令第112条第19項第１号の	建築基準法施行令第112条第19項第１号に係る認定書の写

	認定を受けたものとする畜舎等	し
27	防火設備を建築基準法施行令第112条第21項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第112条第21項に係る認定書の写し
28	防火設備を建築基準法施行令第114条第５項において読み替えて準用する同令第112条第21項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第114条第５項において読み替えて準用する同令第112条第21項に係る認定書の写し
29	特定主要構造部を建築基準法施行令第137条の２の２第１項第１号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の２の２第１項第１号ロに係る認定書の写し
30	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第137条の２の２第２項第１号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の２の２第２項第１号ロに係る認定書の写し
31	外壁を建築基準法施行令第137条の２の４第１号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の２の４第１号ロに係る認定書の写し
32	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第137条の４第１号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の４第１号ロに係る認定書の写し
33	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第137条の10第１号イ（２）の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の10第１号イ（２）に係る認定書の写し
34	防火設備を建築基準法施行令第137条の10第１号ロ（４）の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の10第１号ロ（４）に係る認定書の写し
35	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第137条の11第１号イ（２）の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第137条の11第１号イ（２）に係る認定書の写し

○　特定主要構造部を建築基準法第２条第９号の二のイの(2)に該当する構造とする畜舎等（別表第６関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	特定主要構造部を建築基準法第２条第９号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第108条の４第１項第１号に該当するものに限る。）	・建築基準法施行令第108条の４第１項第１号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 ・当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第108条の４第４項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

○　畜舎等に設ける建築設備が次の事項に該当する場合（別表第７（１）～（７）関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	構造詳細図	**《共管省令第30条の規定が適用される建築設備》** ・建築設備の構造方法
2	平面図	**《共管省令第31条の規定が適用される電気設備》** ・常用の電源及び予備電源の種類及び位置
		《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》 ・配管設備の種別及び配置 ・給水管、配電管その他の管が防火区画等※を貫通する部分の位置及び構造 ・給水タンク等※の位置及び構造 ・畜舎等の内部、屋上又は床下に設ける給水タンク等※の周辺の状況
		《共管省令第33条の規定が適用される換気設備》 ・給気口又は給気機の位置 ・排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
		《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
3	電気設備の構造詳細図	**《共管省令第31条の規定が適用される電気設備》** ・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造 ・予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
4	予備電源の容量を算出した際の計算書	**《共管省令第31条の規定が適用される電気設備》** ・予備電源の容量及びその算出方法
5	配置図	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・給水タンク等※の位置 ・配管設備の種別及び配置

		・給水タンク等※からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等※の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等※の底が地盤面下にある場合に限る。）
		《共管省令第38条第１項の規定が適用される便所》 ・排水ます及び公共下水道の位置
		《共管省令第38条第２項の規定が適用される浄化槽※》 ・浄化槽※の位置及び当該浄化槽※からの放流水の放流先又は放流方法
		《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・くみ取便所の便槽及び井戸の位置
６	二面以上の断面図	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・給水管、配電管その他の管が防火区画等※を貫通する部分の構造 ・給水タンク等※の位置及び構造 ・畜舎等の内部、屋上又は床下に設ける給水タンク等※の周辺の状況
		《共管省令第33条の規定が適用される換気設備》 ・給気口又は給気機の位置 ・排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
７	配管設備の仕様書	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 ・圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別 ・水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置 ・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 ・金属製の給水タンク等※に講じたさび止めのための措置 ・給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 ・排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置
８	配管設備の構造詳細図	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 ・給水タンク等※の構造 ・排水槽の構造 ・阻集器の位置及び構造
９	配管設備の系統図	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・配管設備の種類、配置及び構造 ・配管設備の末端の連結先 ・給水管、配電管その他の管が防火区画等※を貫通する部分の位置 ・給水管の止水弁の位置 ・排水トラップ、通気管等の位置
10	排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法
11	配管設備の使用材料表	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** 配管設備に用いる材料の種別
12	風道の構造詳細図	**《共管省令第32条の規定が適用される配管設備》** ・風道の構造 ・防火設備及び特定防火設備の位置
13	換気設備の構造詳細図	**《共管省令第33条の規定が適用される換気設備》** ・排気筒の立上り部分及び頂部の構造 ・給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造 ・直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造

14	換気設備の使用材料表	《共管省令第33条の規定が適用される換気設備》 ・風道に用いる材料の種別
15	便所の構造詳細図	《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・屎尿に接するくみ取便所の部分 ・くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造 ・水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造 ・便槽の種類及び構造 ・くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置 ・くみ取便所のくみ取口の位置及び構造
16	便所の使用材料表 便所の使用材料表 （続き）	《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種別 ・耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分
17	井戸の断面図	《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・建築基準法施行令第34条ただし書の規定の適用に係る井戸の構造
18	井戸の使用材料表	《共管省令第39条～第43条までの規定が適用される便所》 ・建築基準法施行令第34条ただし書の規定の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分

※用語解説

該当部分	用語	意味
No.2,6,9	防火区画等	建築基準法施行令第129条の２の４第１項第７号に規定する防火区画等
No.2,5,6,7,8	給水タンク等	畜舎等の外部の給水タンク及び貯水タンク
No.5	浄化槽	共管省令第38条第２項の規定が適用される屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽

○　高圧ガス保安法第24条の規定が適用される家庭用設備（別表第７(8)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	平面図	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 ・一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置
2	家庭用設備の構造詳細図	・閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 ・硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況

○　ガス事業法第162条の規定が適用される消費機器（別表第７(9)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	平面図	・燃焼器※の排気筒又は排気フードの位置 ・給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造 ・密閉燃焼式の燃焼器※の給排気部の位置及び構造
2	二面以上の断面図	・燃焼器※の排気筒の高さ ・燃焼器※の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器※の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造
3	消費機器の仕様書	・燃焼器※の種類 ・ガスの消費量 ・燃焼器※出口の排気ガスの温度 ・ガス事業法施行規則第202条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無 ・ガス事業法施行規則第202条第10号に規定するガス漏れ警報器の有無
4	消費機器の構造詳細図	・燃焼器※の排気筒の構造及び取付状況 ・燃焼器※の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況 ・燃焼器※と直接接続する排気扇と燃焼器※との取付状況 ・密閉燃焼式の燃焼器※の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼

		器※のケーシングの接続部の取付状況 ・燃焼器※の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器※へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置
5	消費機器の使用材料表	・燃焼器※の排気筒に用いる材料の種別 ・燃焼器※の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別 ・密閉燃焼式の燃焼器※の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別

※用語解説

該当部分	用語	意味
No.1～5	燃焼器	ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第202条第１号に規定する燃焼器

○　水道法第16条の規定が適用される給水装置（別表第７(10)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	給水装置の構造詳細図	・給水装置※の構造
2	給水装置の使用材料表	・給水装置※の材質

※用語解説

該当部分	用語	意味
No.1～2	給水装置	水道法第16条に規定する給水装置

○　下水道法が適用される排水設備（別表第７(11)～(13)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	配置図	《下水道法第10条第１項の規定が適用される排水設備》 ・下水道法第10条第１項に規定する排水設備の位置
		《下水道法第25条の２の規定が適用される排水設備》 ・下水道法第25条の２に規定する排水設備の配置
		《下水道法第30条第１項の規定が適用される排水施設》 ・下水道法第30条第１項に規定する排水施設の位置
2	排水設備の構造詳細図	《下水道法第10条第１項の規定が適用される排水設備》 ・下水道法第10条第１項に規定する排水設備の構造
3	下水道法第25条の２の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	《下水道法第25条の２の規定が適用される排水設備》 ・当該条例で定められた基準に係る下水道法第25条の２に規定する排水設備に関する事項
4	排水施設の構造詳細図	《下水道法第30条第１項の規定が適用される排水施設》 ・下水道法第30条第１項に規定する排水施設の構造

○　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の２の規定が適用される供給設備及び消費設備（別表第７(14)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	配置図	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第18条第１号に規定する貯蔵設備及び同条第３号に規定する貯槽並びに同令第１条第２項第６号に規定する第１種保安物件及び同項第７号に規定する第２種保安物件の位置 ・供給管の配置
2	供給設備の仕様書	・貯蔵設備の貯蔵能力 ・貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量 ・一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量
3	供給設備の構造詳細図	・貯蔵設備の構造
4	バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造	・バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造
5	供給設備の使用材料表	・貯蔵設備に用いる材料の種別

6	消費設備の構造詳細図	・消費設備の構造

○　特定都市河川浸水被害対策法第10条の規定が適用される排水設備（別表第７(15)関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	配置図	・排水設備※の配置
2	特定都市河川浸水被害対策法第10条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	・当該条例で定められた基準に係る排水設備※に関する事項

※用語解説

該当部分	用語	意味
No.1～2	排水設備	特定都市河川浸水被害対策法第10条に規定する排水設備

○　特定条件に該当する便所及び給水設備等の建築設備を有する場合の提出書類（省令別表第８関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	建築基準法施行令第29条の認定を受けたものとする構造のくみ取便所	建築基準法施行令第29条に係る認定書の写し
2	建築基準法施行令第30条第１項の認定を受けたものとする構造の特定区域の便所	建築基準法施行令第30条第１項に係る認定書の写し
3	建築基準法施行令第129条の２の４第１項第７号ハの認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管	建築基準法施行令第129条の２の４第１項第７号ハに係る認定書の写し
4	建築基準法施行令第129条の２の４第２項第３号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備	建築基準法施行令第129条の２の４第２項第３号に係る認定書の写し

○　畜舎建築利用計画の変更認定申請をする場合の提出書類（共管省令第72条（省令別表第９）関係）

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨を証する書面	《共管省令第56条第２項(第57条第４項において準用する場合を含む。)又は第61条第３項の規定が適用される場合》 ・現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等で用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められた地域内に存することとなった認定畜舎等であって、建築基準法第53条の２第３項の規定に該当する場合》 ・現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等で高層住居誘導地区内に存することとなった認定畜舎等であって、建築基準法第57条の５第３項の規定に該当する場合》 ・現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨
2	既存不適格調書	《共管省令第79条、第80条～第87条の規定に該当する場合》 ・既存認定畜舎等の基準時及びその状況に関する事項
3	付近見取図	《共管省令第79条の規定に該当する場合》 ・敷地の位置
4		《共管省令第79条の規定に該当する場合》 ・用途地域の境界線
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち特例容積率適用地区内に存することとなった場合》 ・特例容積率適用地区の境界線
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち高層住居誘導地区内に存することとなった場合》 ・高層住居誘導地区の境界線
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち高度地区内に存することとなった場合》 ・高度地区の境界線

	配置図	《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち高度利用地区内に存することとなった場合》 ・高度利用地区の境界線 ・高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る認定畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・建築基準法第59条第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち居住環境向上用途誘導地区内に存することとなった場合》 ・居住環境向上用途誘導地区の境界線 ・居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・申請に係る認定畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置 ・建築基準法第60条の２の２第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
	配置図 （続き）	《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち特定用途誘導地区内に存することとなった場合》 ・特定用途誘導地区の境界線
５	二面以上の断面図	《共管省令第79条の規定に該当する場合》 ・建築基準法第56条第１項から第４項まで及び第６項の規定による建築物の各部分の高さの限度 ・用途地域の境界線
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち高度地区内に存することとなった場合》 ・高度地区の境界線
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち高度利用地区内に存することとなった場合》 ・高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・建築基準法第59条第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち居住環境向上用途誘導地区内に存することとなった場合》 ・居住環境向上用途誘導地区の境界線 ・居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 ・建築基準法第60条の２の２第２項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		《共管省令第84条の規定に該当する場合》 ・増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第137条の４の２第３号に規定する措置
		《共管省令第87条第１項の規定に該当する場合》 ・共管省令第６条第２項に規定する構造方法
６	敷地面積求積図	《共管省令第79条、第85条の規定に該当する場合》 ・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
７	建築面積求積図	《共管省令第79条、第85条の規定に該当する場合》 ・建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
８	建築基準法施行規則第１条の３第７項の規定により特定行政庁が規則で定める図書	《共管省令第79条の規定が適用される認定畜舎等のうち特別用途地区又は建築基準法第68条の２第１項の規定に基づく条例の適用を受ける区域（用途地域が定められている区域に限る。）内に存することとなった場合》 ・建築基準法施行規則第１条の３第７項の規定により特定行政庁が規則で定める事項
９	共管省令第80条第１号イ若しくはロ、第２号イ若しくはロ又は第３号イの規定に適合することの確認に必要な図書	《共管省令第80条の規定に該当する場合》 ・共管省令第80条第１号イ若しくはロ、第２号イ若しくはロ又は第３号イに規定する構造方法に関する事項
10		《共管省令第80条、第80条の２第１項、第80条の２第２項、第80条の３、第80条の４、第80条の５，第81条、第81条の２、第81条の３、第82条、第83条、第83条の２、第83条の３、第84条の２の規定に該当する場合》

	平面図	・増築又は改築に係る部分
		《共管省令第84条の規定に該当する場合》 ・増築又は改築に係る部分 ・石綿が添加されている部分 ・増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第137条の４の２第３号に規定する措置
		《共管省令第85条の規定に該当する場合》 ・改築に係る部分
		《共管省令第86条第３項、第86条第６項の規定に該当する場合》 ・共管省令第78条各号に掲げる行為に係る部分
		《共管省令第86条第５項の規定に該当する場合》 ・共管省令第78条各号に掲げる行為に係る部分 ・石綿が添加されている部分 ・共管省令第78条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第137条の４の２第３号に規定する措置
11	耐火構造等の構造詳細図	**《共管省令第82条、第83条、第83条の３の規定に該当する場合》** ・増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
12	その他共管省令第80条の２第１項の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第80条の２第１項の規定に該当する場合》** ・共管省令第80条の２第１項の規定に適合することを確認するために必要な事項
13	その他共管省令第80条の２第２項の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第80条の２第２項の規定に該当する場合》** ・共管省令第80条の２第２項の規定に適合することを確認するために必要な事項
14	その他共管省令第80条の３の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第80条の３の規定に該当する場合》** ・共管省令第80条の３の規定に適合することを確認するために必要な事項
15	その他共管省令第80条の４の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第80条の４の規定に該当する場合》** ・共管省令第80条の４の規定に適合することを確認するために必要な事項
16	その他共管省令第80条の５の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第80条の５の規定に該当する場合》** ・共管省令第80条の５の規定に適合することを確認するために必要な事項
17	その他共管省令第81条の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第81条の規定に該当する場合》** ・共管省令第81条の規定に適合することを確認するために必要な事項
18	その他共管省令第81条の２の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第81条の２の規定に該当する場合》** ・共管省令第81条の２の規定に適合することを確認するために必要な事項
19	その他共管省令第81条の３の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第81条の３の規定に該当する場合》** ・共管省令第81条の３の規定に適合することを確認するために必要な事項
20	その他共管省令第82条の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第82条の規定に該当する場合》** ・共管省令第82条の規定に適合することを確認するために必要な事項
21	その他共管省令第83条の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第83条の規定に該当する場合》** ・共管省令第83条の規定に適合することを確認するために必要な事項
22	その他共管省令第83条の２の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第83条の２の規定に該当する場合》** ・共管省令第83条の２の規定に適合することを確認するために必要な事項
23	その他共管省令第83条の３の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第83条の３の規定に該当する場合》** ・共管省令第83条の３の規定に適合することを確認するために必要な事項
24	その他共管省令第84条の２の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第84条の２の規定に該当する場合》** ・共管省令第84条の２の規定に適合することを確認するために必要な事項
25	その他共管省令第86条第６項の規定に適合することの確認に必要な図書	**《共管省令第86条第６項の規定に該当する場合》** ・共管省令第86条第６項の規定に適合することを確認するために必要な事項

（２）仮使用認定に係る申請スキーム（※3,000m2 超の新築畜舎等に限る。）

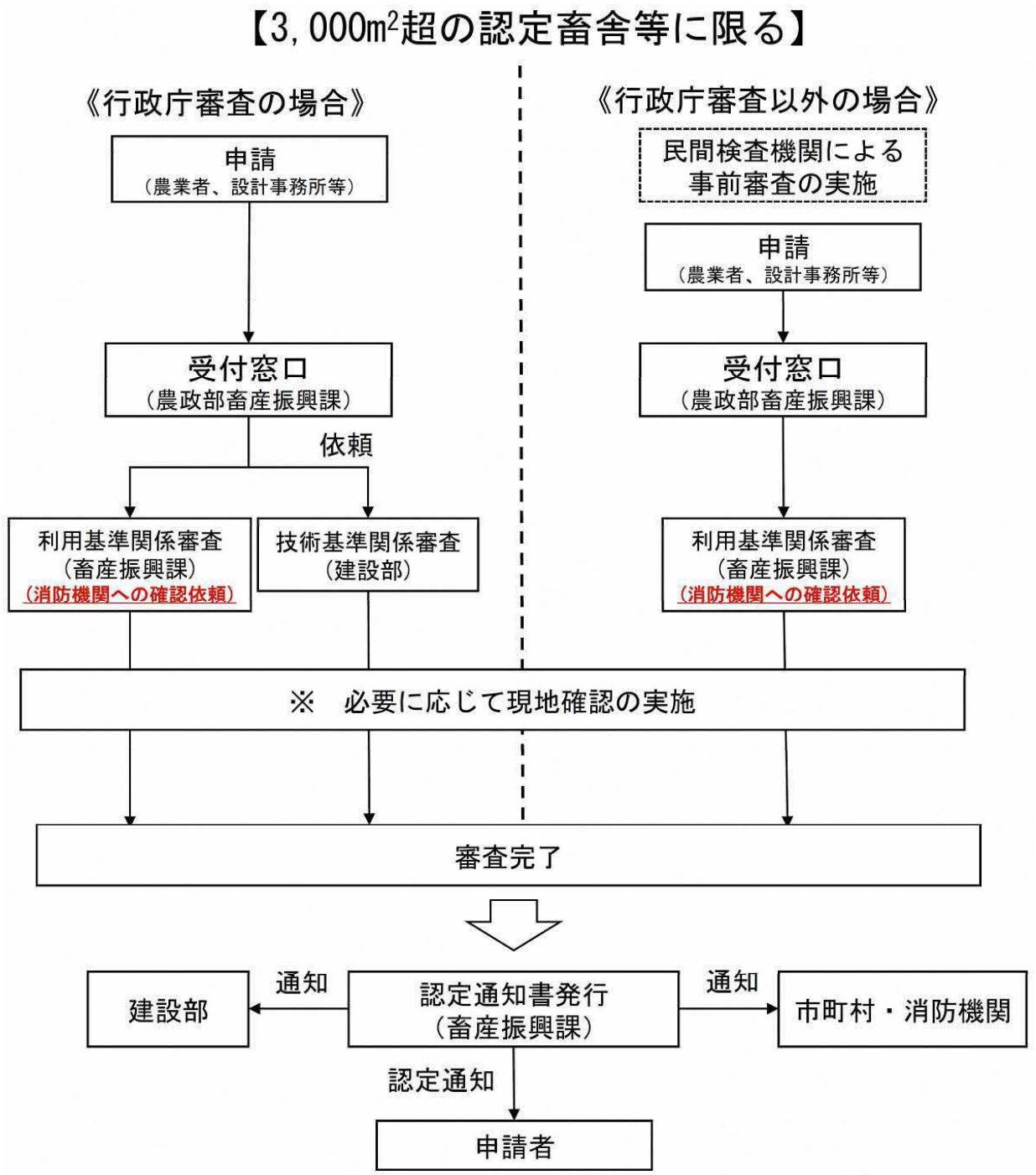

○　仮使用申請時の提出書類

	提出すべき書類	明示すべき事項
1	共管省令様式第10号（仮使用認定申請書）	
2	平面図（発酵槽等を除く。）	・縮尺、方位、間取り、各室の用途、新築に係る認定畜舎等又は認定畜舎等の部分及び申請に係る仮使用の部分
3	配置図（発酵槽等のみ）	・縮尺、方位、発酵槽等の位置及び申請に係る仮使用の部分
4	安全計画書	・工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
5	カラー写真	・主要構造部の構造、畜舎等の全体や避難口の位置や構造、工事箇所と仮使用区画の区分けが分かるもの ・工事完了届の際に提出する写真　等

※発酵槽等については、消防機関への確認は不要。

（３）工事完了届の提出について

法第６条第１項の規定に係る工事完了の届出は、あらかじめ消防機関の完成検査を実施した上で、工事完了後４日以内に知事に到着するように提出しなければならない。

ただし、3,000m2 を超える認定畜舎等については、申請者の届出提出日以降でなければ、使用を開始してはならない。

○　工事完了届出時の提出書類

	提出書類	提出の必要有無		明示すべき内容
		特例畜舎等 (3,000m2以下)	特例畜舎以外 (3,000m2超)	
1	共管省令様式第９号 （建築等工事完了届）	○	○	
2	カラー写真	○	○	《全ての畜舎等》 ・畜舎等の全体が分かる写真 ・Ａ構造又はＢ構造又は発酵槽等を掲示した看板 《認定畜舎等（特例畜舎等を除く）に該当する場合》 ・屋根の小屋組の工事の終了時の写真 ・構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時の写真 ・基礎の配筋（鉄筋コンクリートの基礎の場合に限る。）の工事終了時の写真　　等
3	消防機関が発行する完成検査済証の写し ※消防機関による検査の日程等により、工事完了後４日以内に完成検査済証を提出し難い場合や検査済証が発行されない場合、受付窓口（農政部畜産振興課）に相談すること。	○	○	

（４）取下げ、取りやめ届の提出について

畜舎建築利用計画の認定及び認可を申請した者が当該申請を取りやめようとするとき又は畜舎建築利用計画の認定を受けた者が畜舎等の建築等及び利用を取りやめる場合は、施行細則第６条又は第８条に基づいて、知事に届出を提出しなければならない。

○　取り下げ、取りやめ届時の提出書類

	提出すべき書類
1	施行細則別記様式第２号（取下届）
2	施行細則別記様式第３号（取りやめ届）

（５）相続、譲渡認可に関する認定

ア　相続に関する届出

法第９条に基づく認定畜舎等の相続による地位の承継については、相続の日から 30 日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

	提出すべき書類
1	共管省令様式第12号 （認定畜舎等の相続届出書）
2	被相続人との続柄を証する書類
3	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

イ　譲渡による承継の認可

法第 10 条第１項の規定に基づき、認定畜舎等を譲渡しようとする場合は、事前に都道府県知事から認可を受けなければならない。

	提出すべき書類	備考
1	共管省令様式第13号 （認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書）	
2	譲渡人に通知された畜舎建築利用計画認定通知書の写し	
3	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	
4	譲受人に係る住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	※譲受人が個人の場合
5	定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	※譲受人が法人の場合
6	譲受人の役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	

ウ　合併による承継の認可

法第 10 条第２項の規定に基づき、合併により認定畜舎等を譲渡しようとする場合は、事前に都道府県知事から合併について認可を受けなければならない。

	提出すべき書類	備考
1	共管省令様式第14号 （合併認可申請書）	
2	被承継者に係る畜舎建築利用計画の認定通知書の写し	
3	合併の方法及び条件が記載された書類	
4	定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	※合併後存続する法人又は合併により設立される法人の場合
5	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	
6	合併契約書の写し及び合併比率の説明書	
7	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録若しくは無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	

エ　分割による承継の認可

法第 10 条第３項の規定に基づき、分割により認定畜舎等を譲渡しようとする場合は、事前に都道府県知事から分割について認可を受けなければならない。

	提出すべき書類	備考
1	共管省令様式第15条 （分割認可申請書）	
2	被承継者に係る畜舎建築利用計画の認定通知書の写し	
3	分割の方法及び条件が記載された書類	
4	定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	※分割により認定畜舎等を承継するのが法人である場合
5	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	
6	分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書	
7	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録若しくは無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	

５　認定審査手数料について

（１）畜舎建築利用計画の認定申請

規模区分		区分	審査手数料（円）		合計（円）
			利用基準	技術基準	
畜舎等（発酵槽等を除く）	3,000㎡以下	—	10,000	0	10,000
	3,000㎡超～5,000㎡以下	行政庁審査の場合	10,000	150,000	160,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	行政庁審査の場合	10,000	251,000	261,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
	10,000㎡超～20,000㎡以下	行政庁審査の場合	10,000	362,000	372,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
	20,000㎡超～50,000㎡以下	行政庁審査の場合	10,000	506,000	516,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
	50,000㎡超	行政庁審査の場合	10,000	707,000	717,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
発酵槽等	3,000㎡以下	—	10,000	0	10,000
	3,000㎡超～	行政庁審査の場合	10,000	7,000	17,000
		指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要。

（２）認定畜舎等における増築等の畜舎建築利用計画の認定変更申請

対象面積*		区分		審査手数料(円)		合計（円）
				利用基準	技術基準（増築等後の面積が3,000㎡超の場合に限る）	
畜舎等（発酵槽等を除く）	0㎡～30㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	8,000	18,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	30㎡超～100㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	12,000	22,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000

	100㎡超～200㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	20,000	30,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	200㎡超～500㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	29,000	39,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	500㎡超～1,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	51,000	61,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	1,000㎡超～3,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	75,000	85,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	3,000㎡超～5,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	150,000	160,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	251,000	261,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	10,000㎡超～20,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	362,000	372,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	20,000㎡超～50,000㎡以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	506,000	516,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
	50,000㎡超	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	707,000	717,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
発酵槽等	0㎡超	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	7,000	17,000
			技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
		指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000

*対象面積の考え方

（１） 増築等前の床面積が 3,000 ㎡超の場合：増築等した床面積

（２） 増築等前の床面積が 3,000 ㎡以下の場合

① 増築等後の床面積が 3,000 ㎡以下の場合【（元面積＋増築等）≦3,000 ㎡】
：増築等した床面積

② 増築等後の床面積が 3,000 ㎡超の場合【（元面積＋増築等）＞3,000 ㎡】
：増築等後の全体床面積

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要。

（３）認定畜舎等の工事完了前における畜舎建築利用計画の認定変更申請

対象面積*		区分		審査手数料（円）		合計（円）
				利用基準	技術基準（増築等後の面積が 3,000 ㎡超の場合に限る）	
畜舎等（発酵槽等を除く）	0m²～30m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	8,000	14,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	30m² 超～100m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	12,000	18,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	100m² 超～200m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	20,000	26,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	200m² 超～500m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	29,000	35,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	500m² 超～1,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	51,000	57,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	1,000m² 超～3,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	75,000	81,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	3,000m² 超～5,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	150,000	156,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	5,000m² 超～10,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	251,000	257,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	10,000m² 超～20,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	362,000	368,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	20,000m² 超～50,000m² 以下	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	506,000	512,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
	50,000m² 超		技術基準審査を伴う場合	6,000	707,000	713,000

		行政庁審査の場合	技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000
発酵槽等	0㎡超	行政庁審査の場合	技術基準審査を伴う場合	6,000	7,000	13,000
			技術基準審査を伴わない場合	6,000	0	6,000
		指定確認検査機関審査等の場合		6,000	※	6,000

*対象面積の考え方

（１） 変更前の床面積が 3,000 ㎡超の場合：変更した床面積

（２） 変更前の床面積が 3,000 ㎡以下の場合

① 変更後の床面積が 3,000 ㎡以下の場合【（元面積＋変更）≦3,000 ㎡】
：変更した床面積

② 変更後の床面積が 3,000 ㎡超の場合【（元面積＋変更）＞3,000 ㎡】
：変更後の全体床面積

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要。

（４）仮使用の認定の申請

規模区分	区分	審査手数料（円）
3,000m2 超～	行政庁審査の場合	98,000
	指定確認検査機関審査等の場合	64,000＋※

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要。

（５）認定畜舎等の所有者変更等に係る認可申請

区分	審査手数料（円）
譲渡認可申請手数料	10,000
合併認可申請手数料	10,000
分割認可申請手数料	10,000